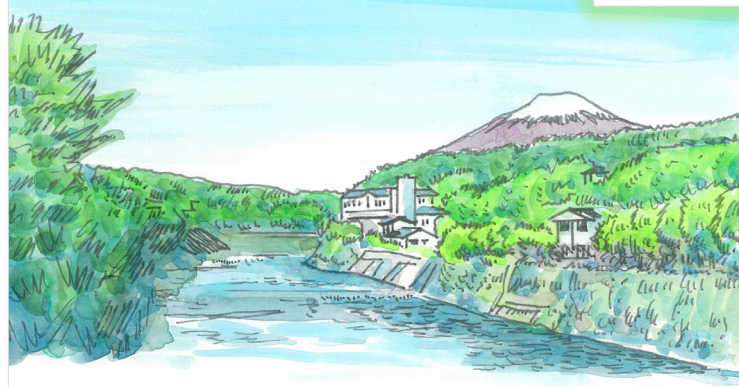


2013

小山町環境基本計画

<資料編>



静岡県
小山町

資 料 編

資料	1. 小山町環境基本条例	1
資料	2. 小山町環境審議会規則	5
資料	3. 環境基本計画の策定に関わる組織の名簿	6
資料	4. 計画策定までの経緯と経過	7
資料	5. 環境審議会への諮問および環境審議会からの答申	8
資料	6. 小山町環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）	9
資料	7. 地球環境	10
資料	8. 環境基準	12
資料	9. 絶滅の可能性のある動植物	17
資料	10. 小山町の水質	19
資料	11. アンケート調査結果	22
資料	12. 用語集	53

資料1. 小山町環境基本条例

(平成25年3月27日条例第6号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条－第18条）

第3章 総合的推進のための施策（第19条－第24条）

附則

小山町は、静岡県北東端に位置し、町域は北西に富士山、東南に箱根外輪山、北東に丹沢山系と標高1,000メートルを超える山々に囲まれ、このため、町域の標高の差は約3,500メートルに及んでいる。

町の面積の約7割は、緑豊かな森林が覆い、至るところから地下水が湧出し、高山から平地に見られる多種多様な動植物が生息するなど豊かな自然環境を有している。

特に湧水は豊富であり、清流を保ちながら集落を流れ、須川や佐野川、野沢川を経て、町の中心部を流れる鮎沢川に合流し、神奈川県酒匂川に至る。この湧水は、町の貴重な地場産品であるワサビや水かけ菜の栽培など地域産業の発展に寄与するとともに、昔から人々の心に大きな潤いと安らぎをもたらしている。

こうした中、河川の一部では生活排水などによる汚れや放置された山林や農用地なども見られ、身近な自然環境の悪化、更には人類共通の課題である地球の温暖化などが懸念されている。

私たちは、先人が残した豊かな自然環境を守り育て、失われた環境を復元し創造するとともに、地球規模の環境問題にも積極的に立ち向い、将来世代の人々が安心して安全な生活を享受できるよう努めていく必要がある。

このため、町、町民、事業者、更には滞在者等の理解と協力の下、豊かな自然環境の保全及び創造に向けた取組を積極的に推進することとし、小山町環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然に恵まれた町の環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、町民、事業者及び旅行者その他の滞在者の責務を明らかにすることにより、それぞれが自主的に環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進して、町の豊かな自然環境を将来世代に引き継ぎ、もって現在及び未来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止、自然の恵みの保全等に止まらず、水や緑、そこに生息する動植物等の自然との共生及び調和を図り、活用することにより、環境にやさしく潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (5) 環境マネジメントシステム 法令等の基準を遵守することに止まらず、環境への負荷の一層の低減に向けて、自主的かつ積極的に環境の保全に関する方針、目標、計画等を定め、その実行状況を点検・評価して改善していく一連の手続をいう。

- (6) 新エネルギー 太陽光や風力、水力など自然の力を活用し、環境への負荷が少なく、ほぼ永続的に得ることができるエネルギーで、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に定められているものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で豊かな環境の恵みを受るとともに、良好で快適な環境が将来世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者、滞在者等が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、湧水等の水資源の保全と森林の育成を重要施策とし、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、環境の保全及び創造について、自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を中長期的な視野に立ち策定し、これを公表して実施する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、自ら環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、町民及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動を支援する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、地域の自然的及び社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

- 2 町民は、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 町民は、地域の景観をより良くするために、家族ぐるみ、地域ぐるみで環境の保全及び創造に向けた取組に努めなければならない。
- 4 町民は、地域の環境の保全を促進するために、農産物の地産地消を推進し、フードマイレージ（食糧輸送に使うエネルギーをいう。）の軽減によるCO₂削減に努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、町民は、町の環境施策及び地域の環境活動に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たり、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業に着手する段階で周辺環境へ配慮すること。
- (2) 事業活動に伴って発生する廃棄物を適正に処理すること。
- 2 事業者は、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たり、次に掲げる事項について努めなければならない。
 - (1) 事業活動による製品等が使用、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率的利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。
 - (2) 環境の保全及び創造に関する活動の情報を、町及び町民に適切に提供すること。
 - (3) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境の保全のため、環境マネジメントシステムの導入を図ること。
 - (4) 農林業を営む事業者は、農地で使用する農薬及び肥料の適正な使用並びに山林の適正な管理について配慮すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町の環境施策及び地域の環境活動に協力しなければならない。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念に基づき、滞在等に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町の環境施策及び地域の環境活動に協力しなければならない。

- 2 旅行者その他の滞在者と関わりを持つ町民及び事業者は、前項に掲げることについて、周知に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) 環境の保全及び創造に関する総括的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たって、小山地域、足柄地域、北郷地域、須走地域の環境の特性を踏まえ、町民等の意見を反映するよう必要な措置を講じるとともに、小山町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 町長は、環境基本計画に係る施策の推進状況については、環境マネジメントシステムにより進捗管理を実施し、小山町環境審議会の意見を聴いて、町民に報告しなければならない。

(事業の配慮)

第9条 町は、事業の実施について、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 町は、事業者が行う事業について、環境に影響を及ぼすと認められるときは、環境の保全及び創造について配慮するよう、事業者に対し指導等必要な措置を講じるものとする。

(良好な環境の確保)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、指導等必要な措置を講じるものとする。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者が行う環境の保全に関する活動について、事業者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

3 町は、協定を締結したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(環境の保全活動の促進)

第11条 町は、町民等が自ら積極的に環境への負荷の低減に取り組むよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 町長は、町民等が広く環境の保全に関心と理解を深めるとともに、積極的に活動を行う意欲を高めるため、毎月環境保全の日を定め、必要な事業の実施に努めるものとする。

3 町長は、各種団体、地域、町民等の環境の保全活動の状況を把握するため、環境会議を設置するものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第12条 町は、公共的施設の整備について、環境への負荷を低減するよう、必要な措置を講じるものとする。

2 町は、前項の措置の内容について、必要に応じて明らかにするものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第13条 町は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境の調査等)

第14条 町は、環境の調査を定期的実施し、町内の環境の状況について把握するものとする。

(年次報告書)

第15条 町長は、各年度における環境の状況、環境施策の推進状況を公表しなければならない。

(教育及び学習の振興)

第16条 町は、環境の保全及び創造について、学校、家庭、地域、職場等が一丸となって、広く理解と関心が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進に努めるものとする。

2 町は、環境教育及び環境学習を推進するために、環境に係る知識の普及及び人材の育成に努めるものとする。

3 町は、環境の保全及び創造について、知識及び技術を有する人材又は団体による町民等に対する環境教育及び環境学習の場の確保に努めるものとする。

4 町は、町民及び各種団体の自主的かつ積極的な取組を推進するため、表彰制度を導入するものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第17条 町は、町民等が行う資源再生に係る回収活動、環境美化活動、緑化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、参加の仕組みづくりと機会の充実に努めるとともに、技術的な指導、助言その他必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 町は、環境教育及び環境学習の推進並びに町民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な情報の収集と提供に努めるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(自然環境等の保全及び創造)

第19条 町は、富士山を中心とした豊かな自然環境や歴史的文化的環境を将来にわたり継承及び活用していくため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 富士山、丹沢山系、箱根外輪山のそれぞれの環境の保全及び創造に関すること。
- (2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。
- (3) 水資源、水辺環境の保全及び創造に関すること。
- (4) 農地等の保全及び創造に関すること。
- (5) 野生生物及びその生態系の保全に関すること。
- (6) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。
- (7) 森林や湧水など自然環境を活用した新エネルギーの創造に関すること。

(美しい景観及び生活空間づくりの推進)

第20条 町は、地域資源を活かした美しい景観及び生活空間づくりを進めるために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 町民等は、その所有又は管理する土地又は建物を清潔に保つよう努めなければならない。

(生活環境の保全)

第21条 町は、町民の健康の確保及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講じるものとする。

(国等との協力)

第22条 町は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第23条 町は、国及び他の地方公共団体、町民、事業者、滞在者等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造について、必要な事項を調査審議するため、小山町環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

- 2 環境審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項
- (3) 環境の状況に関する事項

- 3 環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料2. 小山町審議会規則

(平成25年3月27日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小山町環境基本条例(平成25年小山町条例第6号)第24条の規定に基づき、小山町環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者、各種団体代表、町民代表、公益を代表する者及び町職員のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後、最初に行われる審議会の会議は、第4条の規定にかかわらず、町長が招集する。

資料3. 環境基本計画の策定に関わる組織の名簿

氏 名	専 門 等	所 属 等
横 山 澄 夫	学識経験者	元中央環境審議会環境保全活動活性化専門委員 元静岡県環境森林部技監 小山町行政アドバイザー（環境）
小 松 豊	新エネルギー・ ごみ処理技術	NPO 法人土に還る木・森づくり 副代表
山 橋 弘 幸	生物の多様性等	釣友会代表
小 野 智 弘	生物の多様性等	猟友会会長
岩 田 忠 次	生物の多様性等	小山秀峰山岳会会長
山 下 護 國	地域・町内ネットワーク	小山町区長会会長 中島区長
阿 部 克 彦	地域・町内ネットワーク	小山町校長会会長 須走小学校校長
鈴 木 宏 之	地域・町内ネットワーク	企業懇話会代表 B-R サーティワイルド株式会社 富士小山工場顧問
山 本 幸 雄	地域・町内ネットワーク	小山町廃棄物減量等推進委員 小山町環境衛生自治推進委員代表
米 山 政 江	地域・町内ネットワーク	小山町連合婦人会会長
小 野 美 枝 子	地域・町内ネットワーク	小山町農業委員会代表 JA ごてんば・ふれあい市フレッシュハウス連絡協議会会長
菱 沼 良 子	地域・町内ネットワーク	子ども会育成連合会代表
市 川 加 代 子	行政代表	静岡県くらし・環境部 生活環境課長兼環境政策課技監
保 坂 貞 治	公 募	環境カウンセラー 静岡大学地学会員
高 橋 嘉 子	公 募	NPO 法人エコハウス御殿場 理事

資料4. 計画策定までの経緯と経過

《環境基本条例》

平成24年

- 6月 7日 第1回策定委員会開催・委員委嘱
- 7月18日 第2回策定委員会開催
- 9月26日 第3回策定委員会開催
- 10月16日 第4回策定委員会開催 条例素案のまとめ
- 10月25日 策定委員長から町長へ条例素案を報告
- 11月20日 条例(案)の作成
- 11月22日 議会総務建設委員会委員長に条例(案)の説明
- 12月1日から12月31日まで
パブリックコメント(意見)の募集(=意見なし)
- 12月13日 議会全員協議会で環境基本条例の制定について説明

平成25年

- 1月下旬まで 庁内関係部課において検討した結果、条例(案)の修正
- 2月 1日 議会総務建設委員会協議会で環境基本条例の制定について説明
- 2月 4日 議会全員協議会で環境基本条例の制定について説明
- 2月7~8日 町例規審査会で条例(案)の審査・修正
- 2月下旬 議会に条例(案)を上程
- 3月議会 議会で審議・議決
- 3月27日 条例公布
- 4月 1日 条例施行

《環境基本計画》

平成25年

- 6月12日 第1回環境審議会・委員委嘱式
[諮問] 小山町環境基本計画について
- 7月10日 第2回環境審議会
- 8月 6日 第3回環境審議会
- 9月11日 第4回環境審議会
- 10月22日 町内調整会議
- 11月 5日 町内調整会議
- 12月 9日 第5回環境審議会

平成26年

- 1月1日から1月31日まで
パブリックコメント(意見)の募集(=意見なし)
- 2月 5日 第6回環境審議会
- 3月13日 [答申] 小山町環境基本計画について
- 3月 末日 「小山町環境基本計画」策定

資料5. 環境審議会への諮問および環境審議会からの答申

(1) 諮問文

小総環第94号
平成25年6月12日

小山町環境審議会
会長 横山澄夫 様

小山町長 込山正秀

小山町環境基本計画について〔諮問〕

小山町の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する計画「小山町環境基本計画」を定めたいので、小山町環境基本条例第8条第3項の規定により意見を求めます。

(2) 答申文

平成26年3月13日

小山町長
込山正秀 様

小山町環境審議会
会長 横山澄夫

小山町環境基本計画について〔答申〕

平成25年6月12日小総環第94号について諮問のありました標記の件につきまして、環境審議会において6回に渡って慎重に審議を致しました。その結果を別冊のとおり答申します。なお、環境基本計画の制定、実施、事業の進行管理に当たりましては、下記に配慮されるよう申し添えます。

記

1. 制定にあたって

環境基本計画に掲げる施策は、多岐に渡ります。庁内各課の十分な認識が共有されるよう配慮願います。

2. 実施にあたって

(1) 環境基本計画は、条例で定める基本理念の実現にあります。そのための施策は多岐に渡りますが、別図のとおり4つの柱を「めざす環境像」として掲げ体系化しています。

(2) 「めざす環境像」を実現するための各種施策には、着手すべき時期をA・B・C・Dの4ランクで明示しています。Aランクの施策は、緊急性の高いもの、準備期間を必要とせず実施できるもの等を掲げています。

先ずは、Aランクの事業が速やかに推進されるよう、配慮願います。

(3) 小山町の環境の素晴らしさは、だれもが認めるところですが、それを裏付ける基礎となるデータは、必ずしも十分とは言えない状況です。大気・水質・水量等の環境把握、動植物（水生生物を含む）等の実態把握は緊急な課題であることを申し添えます。

(4) 「地域別の環境に配慮した取り組み」には、その地域の街づくりに大切と思われる取り組みを示しました。

この実現には地域の多くの人々の理解や共感・参加が必要です。これを醸成するためには、そのための準備や時間を要すると思いますので、実施時期の明示は避けています。

3. 事業の進行管理にあたって

(1) 環境マネジメントシステムで採用されているPDCAを的確に運用し、事業の進行管理を行うよう配慮願います。

(2) 各種事業の達成目標につきましては、4つの「めざす環境像」ごとに総合的な指標を置くことと致しました。

4. 環境基本計画の進化への期待

(1) 5年後には本計画の見直しが行われることとなります。その際は、事業ごとに目標値を設定するなど、一層充実した計画へと進化されんことを期待します。

なお、事業の成果を定量的に評価することが難しいものもありますが、その評価方法等についても検討されることを期待します。

(2) 取り組む事業の内容については、基本理念の実現に向けた町民の思いを広く収集し、より一層総合的な計画となるよう期待します。

資料6. 小山町環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）

- 意見なし

資料7. 地球環境

地球環境問題とは一般に人間の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模の問題をいう。これらは人間の社会経済活動の状況にも大きな影響を与える。ここでは、本編でとりあげなかった「海洋汚染」「砂漠化の進行」「水資源・食料資源の不足」について説明する。

1. 海洋汚染

海洋の汚染とは、「生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危惧、海洋活動（漁業その他の適法な海洋の利用を含む）に対する障害、海水の利用による水質の悪化及び快適性の減少というような有害な結果をもたらす又はもたらすおそれのある物質又はエネルギーを、人間が直接又は間接に海洋環境（河口を含む）に持ち込むことをいう」と国連海洋法条約（1982 採択、1994 発効）で定義されている。

汚染の原因としては、

- ・ 陸からの汚染（川に流れ込んだ工場や家庭からの汚染物によるもの）
- ・ 海底資源探査や沿岸域の開発などの活動による生態系の破壊（埋立や干拓）、汚染物質の海への流入など
- ・ 投棄による汚染（ゴミ・廃棄物を海洋に投棄することによる汚染）
- ・ 船舶からの汚染（船舶の運行に伴って生じる油、有害液体物質、廃物などの排出による汚染）
- ・ 大気を通じての汚染（大気汚染物質が雨などに混じり降下し生じる汚染など）

がある。

日本周辺では、海の上に発泡スチロール、ビニール類等の石油化学製品が多数漂流しているのが確認されているほか、海の底にはプラスチック製品や金属やガラス類などが確認されている。

また、陸からの汚染については、ダイオキシンや重金属などの有害化学物質だけでなく、生活排水に含まれる有機物の流入がある。生活排水には多くの栄養塩（植物プランクトンの餌となるもの）がふくまれていることから、植物プランクトンの大発生の原因となり、赤潮を引き起こしている。

2. 砂漠化の進行

砂漠化は地球的規模で進行している現象である。砂漠化は、砂漠化対処条約で「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域における種々の要因（気候の変動及び人間活動を含む。）による土地の劣化」と定義されている。

「土地の劣化」とは、簡単に述べると「土壌が植物などが生育できないほど劣化すること」である。原因には干ばつなどの自然的な原因のほか、放牧地の再生能力を超えた家畜の放牧や、過耕作、薪炭材の過剰な採取、不適切な灌漑による農地の塩分濃度の上昇などがある。

砂漠化の影響を受けやすい乾燥地域は、地表面積の約 41%を占めており、そこで暮らす人々は 20 億人以上に及び、その少なくとも 90%は開発途上国の人々である。乾燥地域に住む多くの人々の農業や生活などの人間活動が、脆弱な土地への圧力となり、更に土地の劣化を進行させるという悪循環となっている。砂漠化は食料の供給不安、水不足、貧困の原因となり、食料や水、土地の奪い合いから地域紛争の原因ともなる。

日本は砂漠化対処条約（正式名称は「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」）に 1998 年に批准しており、政府開発援助（ODA）等による様々な砂漠化対処関連プロジェクトを推進するほか、NPOや民間企業が植林活動や緑化協力を行っている。

3. 水資源・食料資源の不足

本編で述べた地球温暖化や砂漠化などにより、今後地球では水資源や食料資源がますます不足すると予想されている。地球の人口は 2011 年の 70 億人から、2050 年には最低でも 90 億人に達すると予測されているが、水の需要は多くの国ですでに限界に近く、地球温暖化によりますます悪

化すると考えられている。安全な飲料水と衛生施設の確保、水系生態系の保全、洪水などのリスク管理、水資源の効率的な利用と効果的な配分などが水問題での課題である。また、小麦・稲などの穀物の栽培には大量の水が必要であり、水不足は食料不足へと繋がっている。食料生産のための水確保も大きな課題である。

なお、日本は食料をはじめ多くの物品を輸入している。輸入する食料の生産に必要な水の量は年間数百億 m^3 に相当するといわれており、世界の水問題の深刻化は、私たちにとっても重要な問題である。

資料8. 環境基準

1. 水質汚濁

(1)生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川（1）（湖沼を除く。）

鮎沢川：類型A

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水域 類 型ごと に指 定す る水 域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

6 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ. 河川（2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域 類 型ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2)水質汚濁に係る小山町指導基準

項目	指導基準
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	最大 (日間平均) 20 (15) mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	最大 (日間平均) 20 (15) mg/L 以下
浮遊質量 (SS)	最大 (日間平均) 40 (30) mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物類)	3 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30 mg/L 以下
フェノール類含有量	3 mg/L 以下
銅含有量 (Cu)	1 mg/L 以下
亜鉛含有量 (Zn)	3 mg/L 以下
溶解性鉄含油量	5 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	5 mg/L 以下
クロム含有量	1 mg/L 以下
大腸菌群類	3,000個/ml 以下

2. 大気汚染

(1)大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2)有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨としてその維持又は早期達成に努めるものとする。

(3)ダイオキシン類の大気中に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 (H21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

3. 騒音

(1) 一般の地域に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- 1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(3) 幹線道路を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

4. 土壌汚染

(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5. ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパーラジジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

資料9. 絶滅の可能性のある動植物

日本国内では、環境省が日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会によって、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリスト（レッドリスト）にまとめている。ただし、動植物の生育・生息状況は地域によって異なることから、各都道府県においても独自のレッドリスト・レッドデータブックを作成している。

小山町のある静岡県では、県内における絶滅の可能性のある野生生物についてとりまとめ、「まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-」（平成16年3月）を発行している。

選定されたレッドリスト種は、昆虫類155種、鳥類75種、陸・淡水産貝類63種、淡水魚類53種、哺乳類25種、爬虫類7種、両生類5種、淡水魚類で16種、植物は663種である（下表）。

表 静岡県の分野別、カテゴリー別レッドリスト種数一覧

カテゴリー	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	昆虫類	陸・淡水産貝類	動物合計	
絶滅	5	2	0	0	0	0	2	0	4	
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類（ⅠA, ⅠB）	199	0	18	1	2	10	19	17	67
	絶滅危惧Ⅱ類	202	2	26	0	3	6	24	14	75
準絶滅危惧	55	5	14	0	2	3	21	22	67	
情報不足	22	8	6	2	1	2	40	10	69	
絶滅のおそれのある地域個体群	0	2	0	0	0	0	1	0	3	
要注目種	現状不明	61	0	0	0	0	2	9	0	11
	分布上注目種等	32	1	5	2	0	8	15	0	31
	部会注目種	87	5	3	2	2	22	24	0	58
合計	663	25	72	7	10	53	155	63	385	

※昆虫類はトンボ目、ゴキブリ目、カマキリ目、ナナフシ目、ハサミムシ目、バツ目、コウチュウ目、チョウ目及びカメムシ目（水生種）に限る

このうち、静岡県版レッドデータリストに記載のある種で、小山町内で近年生育・生息が確認されている種は、以下のような種があげられる。

【植物】

オニイノデ、オキナグサ（静岡県：絶滅危惧ⅠB類、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）、タチヒメワラビ（静岡県：絶滅危惧ⅠB類、環境省：指定なし）、カモメラン（静岡県：絶滅危惧ⅠB類、環境省：準絶滅危惧）、アオキガハラウサギシダ、ミミガタテンナンショウ、スズムシソウ（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：指定なし）、ミシマサイコ、ヒメムヨウラン（静岡県・環境省：絶滅危惧Ⅱ類） 等

【哺乳類】

ヤマネ（静岡県：情報不足、環境省：指定なし）、ツキノワグマ（静岡県：絶滅のおそれのある地域個体群（富士地域）、環境省：指定なし）、ミズラモグラ（静岡県：分布上注目種、環境省：準絶滅危惧）、ウサギコウモリ（静岡県：部会注目種、環境省：指定なし） 等

【鳥類】

オオタカ（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：準絶滅危惧）、サシバ（静岡県、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）、ヨタカ（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：準絶滅危惧） 等

【淡水魚類】

ホトケドジョウ（静岡県：絶滅危惧ⅠA類、環境省：絶滅危惧ⅠB類）、シマドジョウ（静岡県：要注目・分布上注目種、環境省：指定なし）、カジカ（大卵型）（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：準絶滅危惧） 等

【昆虫類】

ヤマキチョウ（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：絶滅危惧ⅠB類）、ヨツボシトンボ（静岡県：準絶滅危惧、環境省：指定なし）、シワムネマルドロムシ（静岡県：情報不足、環境省：指定なし） 等

【陸産貝類】

ヤマメタニシ（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：絶滅危惧Ⅰ類）、ヤセアナナシマイマイ（静岡県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）

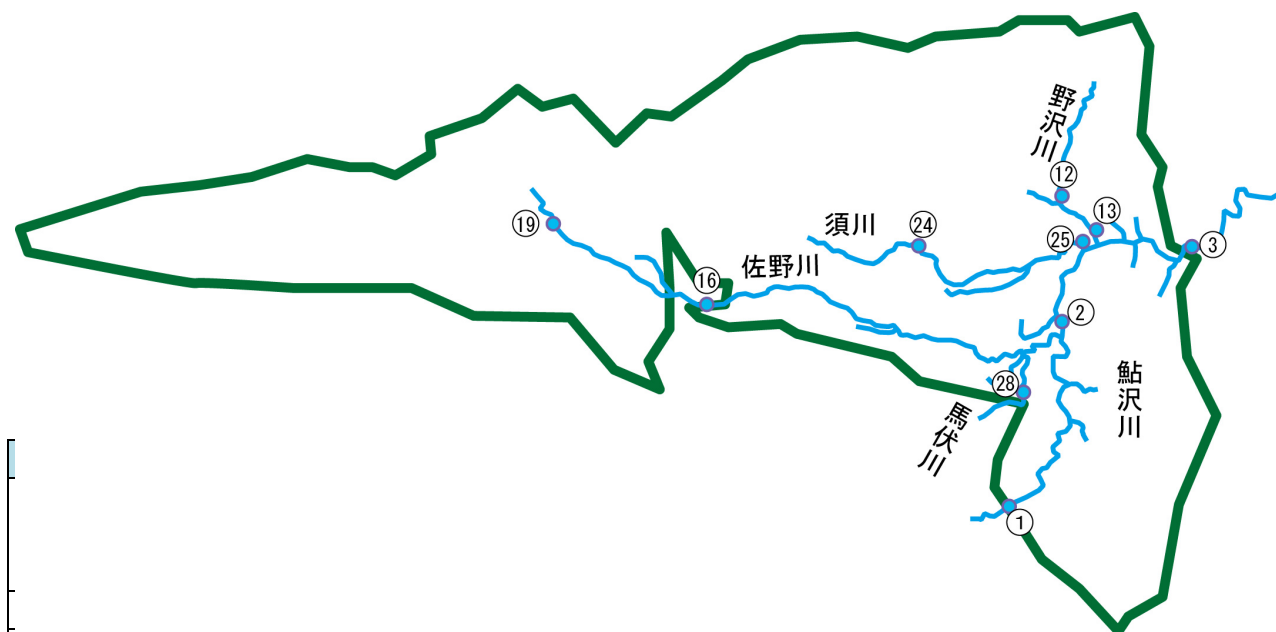
資料10. 小山町の水質

小山町が水質調査を実施している鮎沢川、馬伏川、佐野川、須川、野沢川の5水系の主要な地点において、河川の有機汚濁を測る代表的な指標BODと、大腸菌群数について平成8年～平成25年度までの調査結果を次ページ以降に示した。

BODについては、どの水系も特に経年的に増加しているような傾向は見られない。大腸菌群数は調査回での値のばらつきが大きい、BOD同様経年的に増加しているような傾向は見られなかった。

なお、水質の環境基準は鮎沢川のみ「類型A」（資料8水質汚濁参照）に指定されているが、他の水系については指定がない。「類型A」のBODの水質基準値は2.0（mg/L）、大腸菌群数は1,000MPN/100mL以下である。

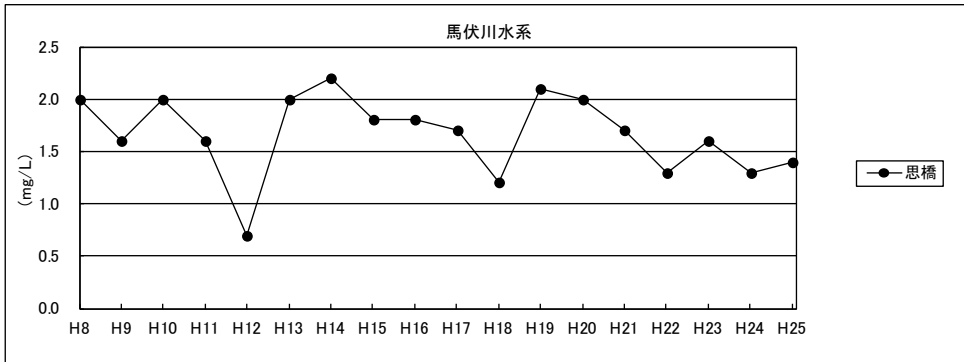
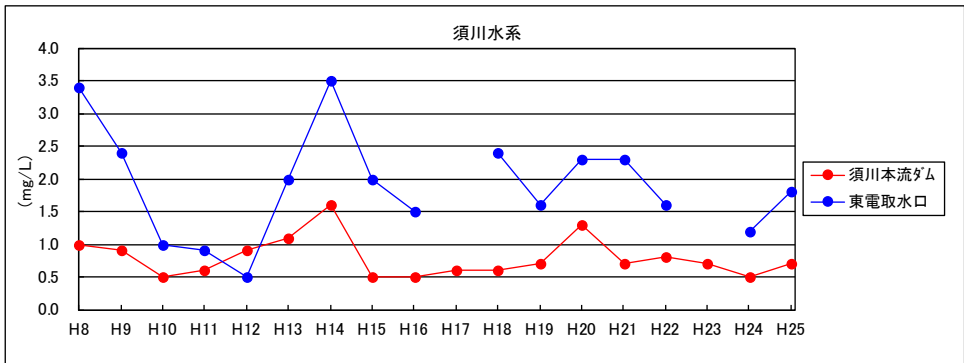
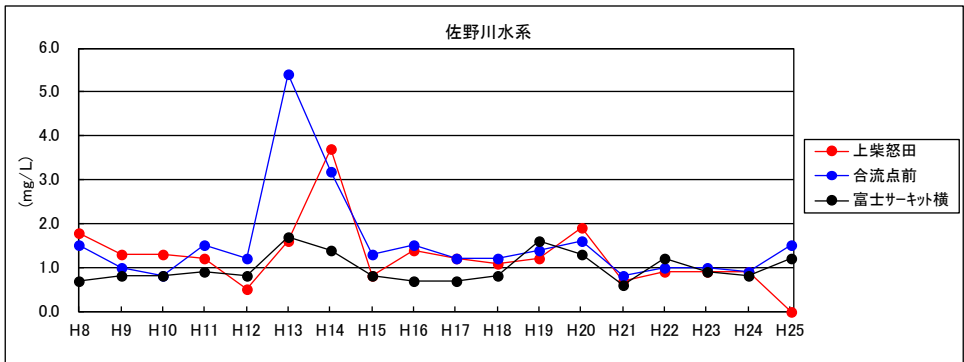
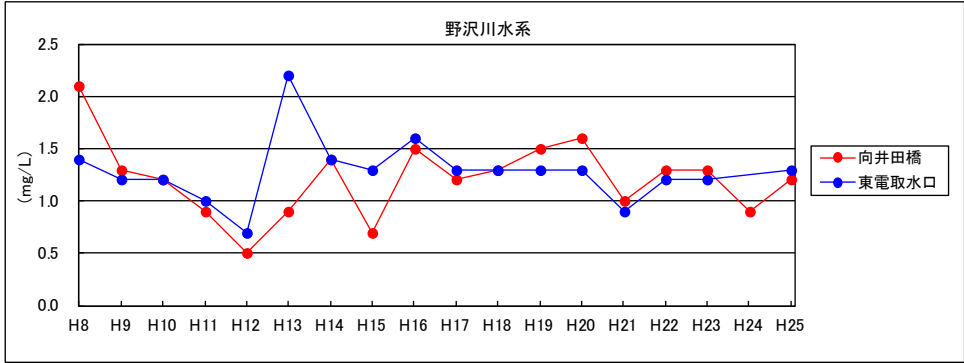
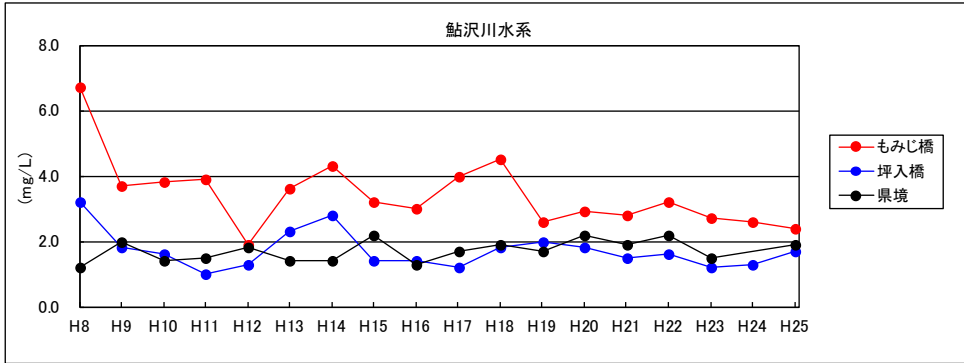
環境基準値については、特に大腸菌群数で超過している地点が多い。



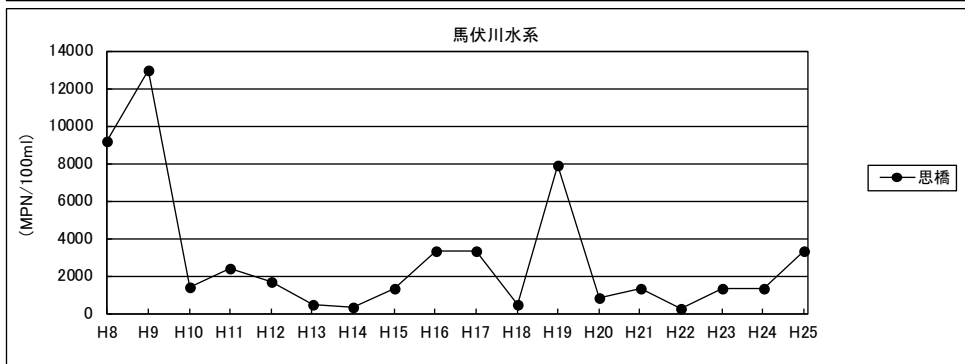
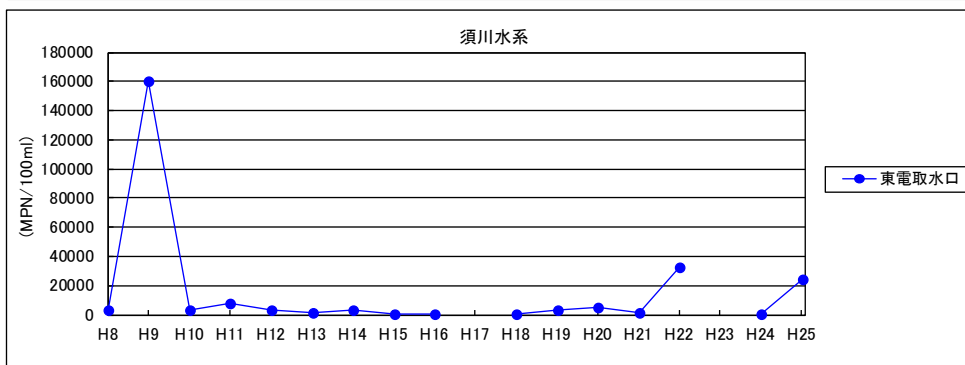
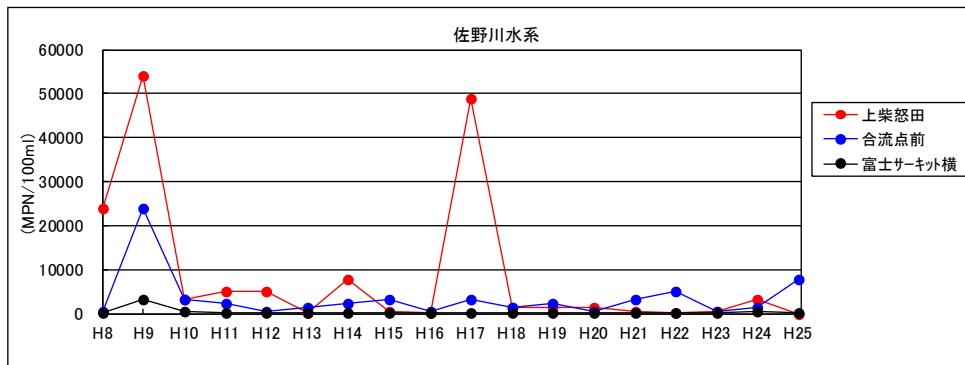
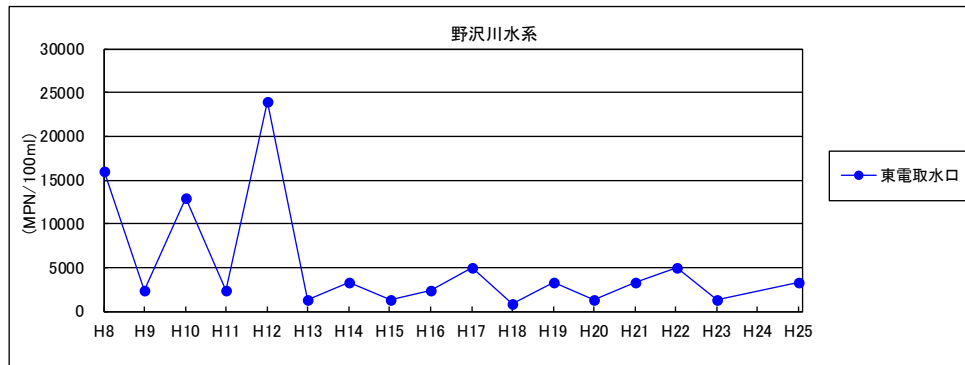
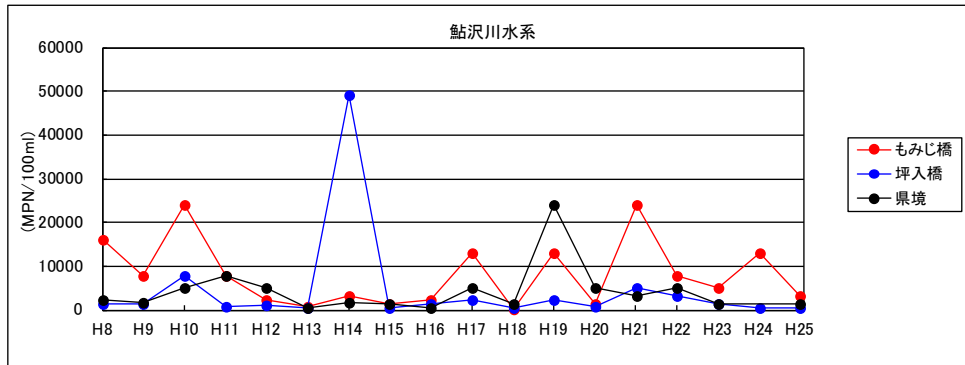
野沢川	野沢川	向井田橋	12
	野沢川	東電取水口	13
佐野川	佐野川	上柴怒田	16
	佐野川	合流点前	18
	精進川	富士サーキット横	19
須川	須川	須川本流ダム	24
	須川	東電取水口	25

※河川水質の全調査地点は本編（19頁）に掲載

<水系別主要地点のBODの経年変化>



＜水系別主要地点の大腸菌群数の経年変化＞



資料11. アンケート調査結果

小山町環境基本計画策定に先立ち、町民及び事業所の意識を把握するため、環境に対するアンケート調査を郵送で行った。送付数、返送数は以下の通りである。

表 アンケート送付・返送数

対象者	送付数	返送数	回収率
町民	1,500 通	618 通	41.2%
事業所	568 通	230 通	40.5%

回収率は町民、事業所とも 40%以上であった。アンケート調査の郵送回収率は一般に 30%前後、東京都心部では 14~15%程度と言われることから、小山町の回収率はやや高かったといえる。

町民・事業所の回答結果を次ページ以降に示す。

＜小山町の環境に関する町民アンケート調査結果＞

1. 回答者の基本的事項

回答者の性別は約 53%と女性の方が多く、年齢は 60 歳代の回答が約 23%と最も多かった。

居住地区については、北郷地区が最も多く、足柄地区が最も少なかった。

職業としては、「会社員・公務員・団体職員」が最も多く、次に主婦が多かった。

図に示すN（総回答数）は有効回答数である（以下同じ）。

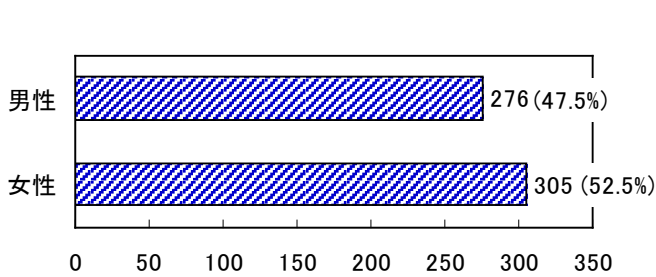


図 1 回答者性別 (N=581)

※ () 内は全体に占める割合

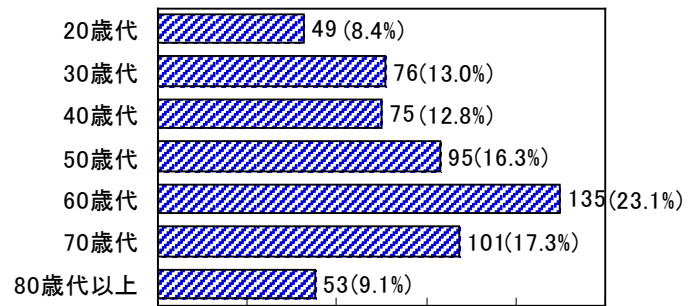


図 2 回答者年齢 (N=584)

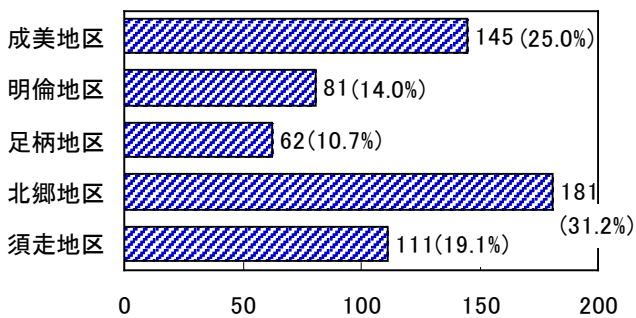


図 3 居住地区 (N=580)

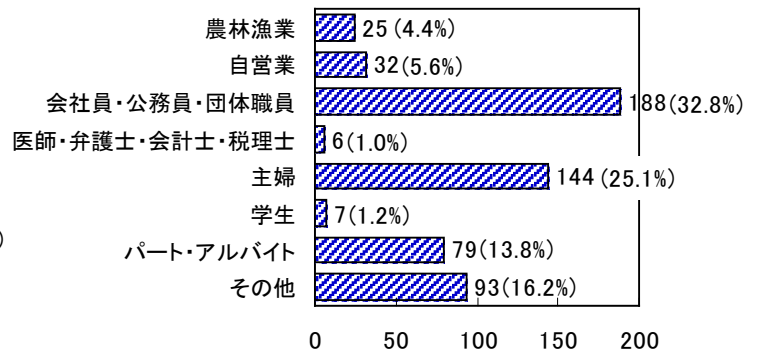


図 4 職業 (N=574)

2. 身近な環境について

2.1 小山町の住みやすさについて

小山町の住みやすさについて尋ねたところ、「住み良い」と答えた人が約54%と最も多かった。

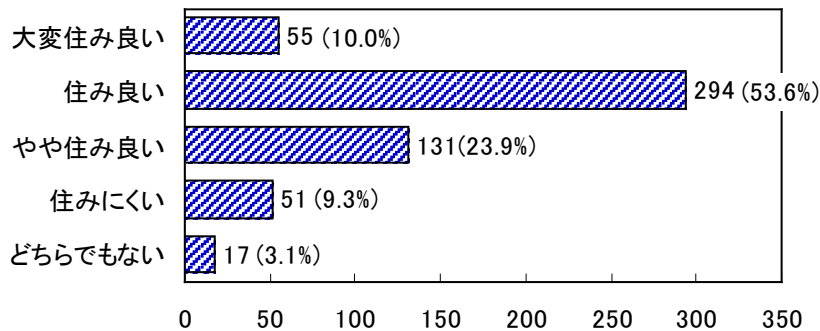


図5 小山町の住みやすさ (N=548)

2.2 身の回りの環境についての満足度

(1) 小山町全体

現在の回答者の身の回りの環境について満足度をたずねたところ、「満足」「まあ満足」をあわせた回答が最も多かったのは「空気のきれいさ」で回答者の90%、2番目が「山や川などの自然の景色の美しさ」87%、3番目が「家の周りの静けさ」73%で、自然環境については満足度が高かった。

一方で、「不満」「やや不満」をあわせた回答では、「公共交通機関の整備状況」が45%と高かった。

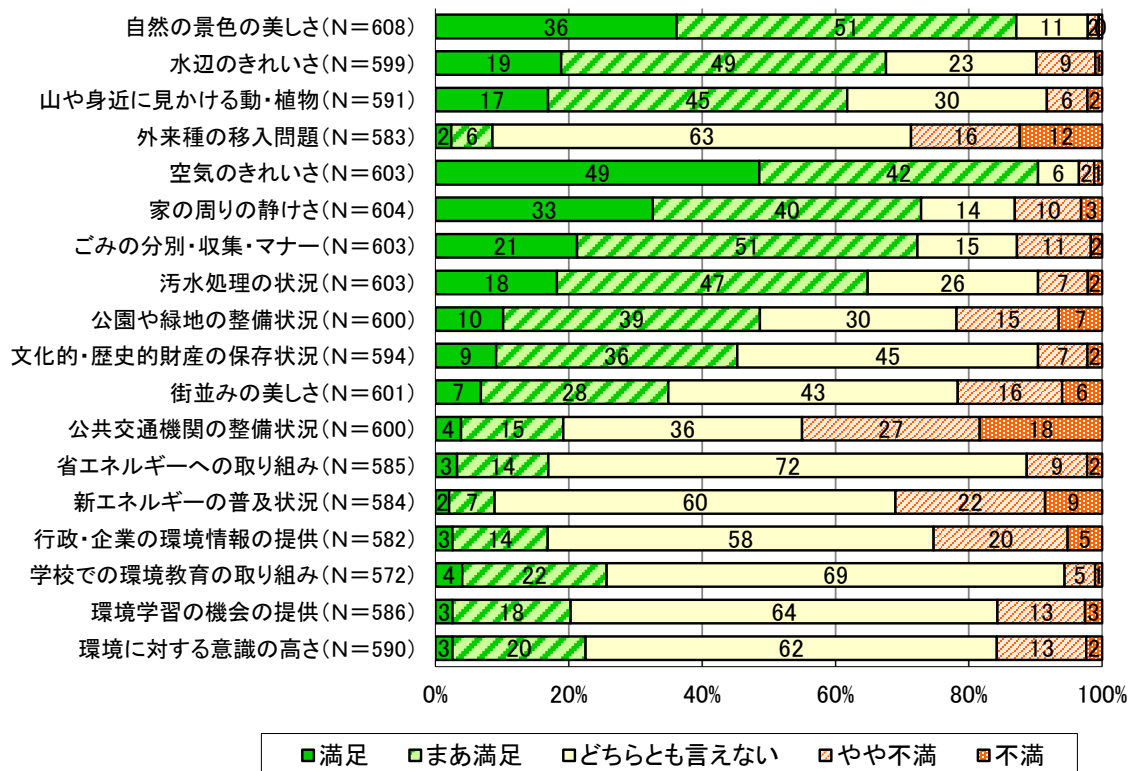


図6 身の回りの環境についての満足度 (割合)

(2) 地域ごとの満足度

地域ごとに、身の回りの環境の満足度のポイントを算出した。全項目を通して、小山地域の満足度が低く、須走地域は満足度が高かった。足柄地域、北郷地域はその間であった。

特に、須走地域は「公園や緑地の整備状況」「文化的・歴史的財産の保存状況」「街並みの美しさ」など、町についての満足度が他の地域よりも高かった。

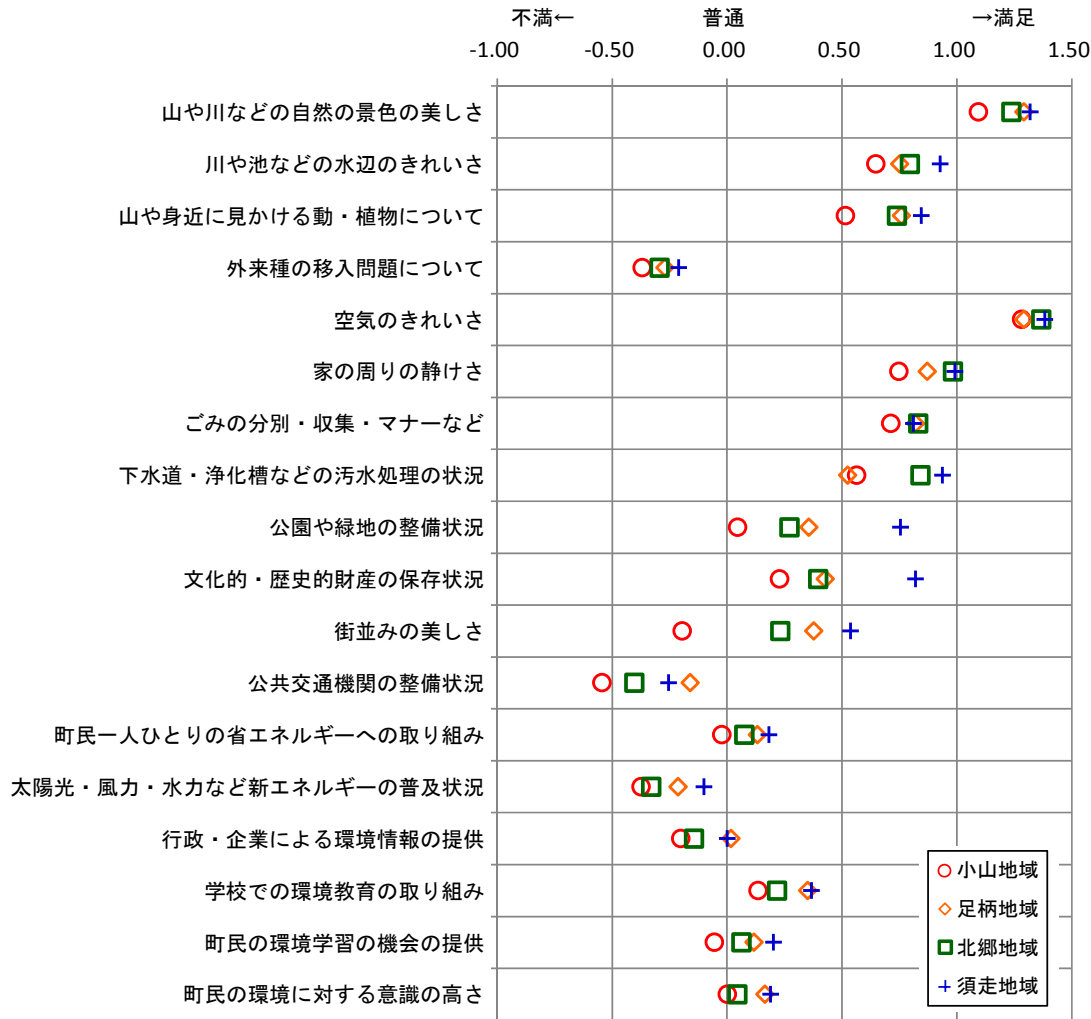


図 7 身の回りの環境の満足ポイント（地域別）

※地域別の回答について、満足=2P、やや満足=1P、どちらともいえない=0P、やや不満=-1P、不満=-2Pとして数値化し、平均して算出した。

2.3 環境への不満の理由

「2.2 身の回りの環境についての満足度」での回答について、特に「川や池などの水辺のきれいさ」「空気のきれいさ」「家の周りの静けさ」「ごみの分別・収集・マナーなど」について、「やや不満・不満」と回答した人に対し、不満の原因をたずねた。

「川や池などの水辺のきれいさ」で「不満・やや不満」と回答した人は全回答者の10%（59人）で、少なかった。

不満の原因として最も回答が多かったのは、「水に親しむ環境が整備されていない」で、次に多かったのが「河川や池の周辺がごみで汚れている」であった。「排水」については家庭からの排水を原因としてあげている回答者が多かった。

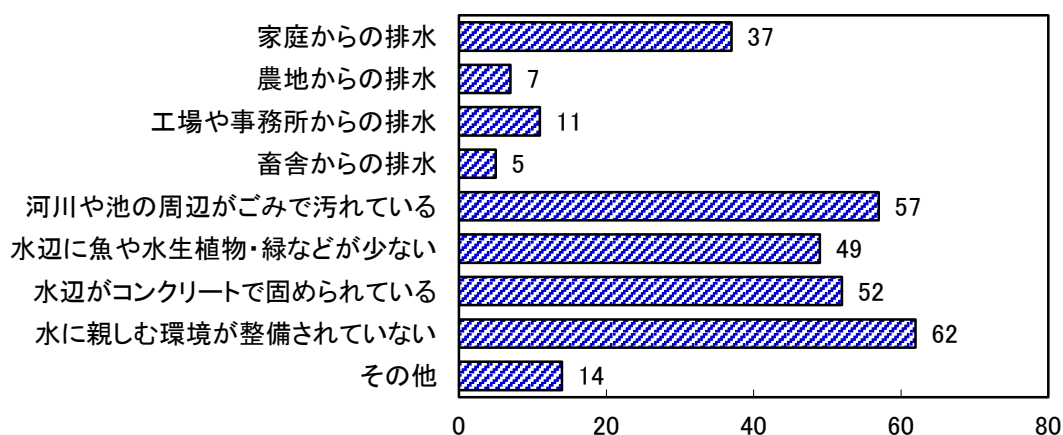


図 8 水辺に対する不満の原因（項目 3 つまで選択）

「空気のきれいさ」で「不満・やや不満」と回答した人は全回答者の3%（21人）で、かなり少なかった。

不満の原因として最も回答が多かったのは、「自動車等の排気ガスによる汚れ」で、次は「稲わらやモミ焼きなどの煙や臭い」「家庭からのごみ焼却による煙や臭い」など、野焼き関連の不満であった。その他には、放射性物質の不安をあげている回答者が2名いた。

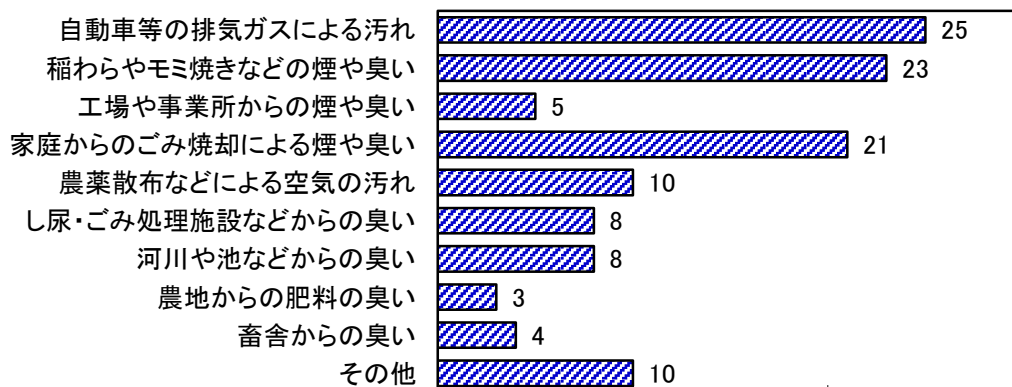


図 9 空気に対する不満の原因（項目 3 つまで選択）

「家の周りの静けさ」で「不満・やや不満」と回答した人は全回答者の13%（79人）であった。不満の原因として最も回答が多かったのは、「道路からの騒音や振動」で、他の項目の4倍近かった。その他としては、自衛隊や富士スピードウェイからの騒音、犬の鳴き声をあげている人が多かった。

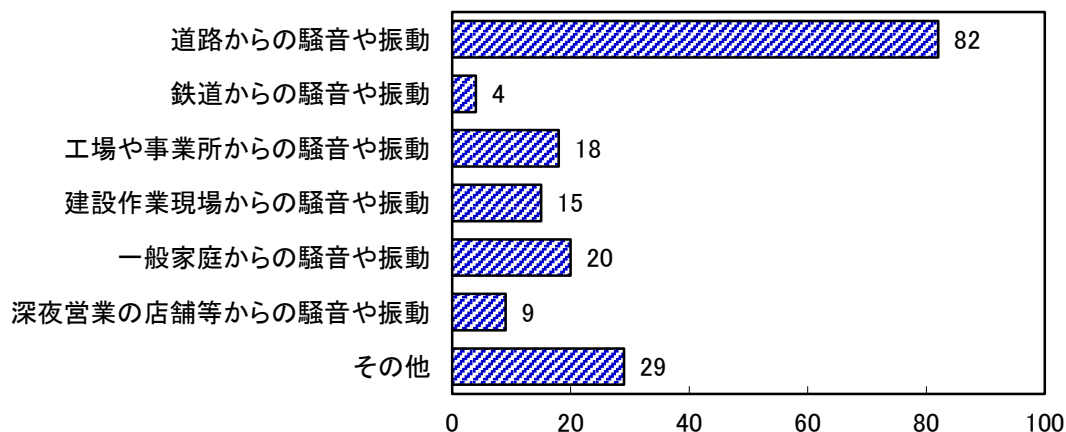


図 10 家の周りの静けさに対する不満の原因（項目3つまで選択）

「ごみの分別・収集・マナーなど」で「不満・やや不満」と回答した人は全回答者の13%（77人）であった。

不満の原因としては、「ポイ捨てなどマナーが悪い人が多い」「ごみを不法投棄する人がいる」「ごみ分別の意識・認識の低い人が多い」が同じくらいの回答数であり、次が「町で収集しないごみ処理に困る」であった。その他としては、地区外の人がごみステーションに捨てに来るといった指摘があった。

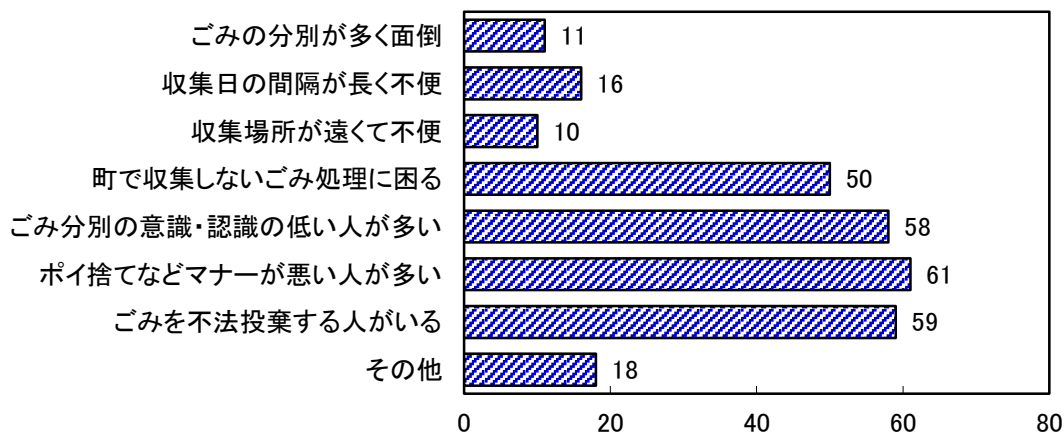


図 11 ごみの分別・収集・マナーなどに対する不満の原因（項目3つまで選択）

2.4 良い環境、悪い環境について

「良い環境、後世に残したい環境」「悪い環境、改善したい環境」について、小山町全域と、回答者の住んでいる地域の中で、該当すると思う場所とその理由をたずねた。この結果は以下の通りである。良い環境については具体的な場所が多くあげられていたが、悪い環境については場所よりも問題と考える理由をあげている回答者が多かった。

(1) 良い環境、後世に残したい環境

1) 小山町全体

- ・ 富士山 (理由：世界遺産、日本のシンボル、小山町の宝、湧水 等)
- ・ 小山町全体 (理由：田園等のバランスのよい風景、空気、水緑きれいな人の住みやすい町 等)
- ・ 町の自然 (理由：小山町と言えば「自然」、破壊したら取り戻せない 等)
- ・ 水・湧水 (理由：飲んで安心、わさび、水かけ菜を作れる 等)
- ・ 足柄山、足柄峠 (理由：風景が良い 等)
- ・ 道の駅 (理由：地場産品が豊富、地域活性化 等)
- ・ 豊門会館、文化会館 (理由：心が安らぐ、歴史が豊か 等)

2) 地域ごと

○小山地域

- ・ 豊門公園周辺 (理由：町の歴史として重要、建物と自然が調和している 等)
- ・ 金時公園 (理由：子供から年配者まで集える場所)
- ・ 柳島 (理由：自然がきれい 等)
- ・ 湯船 (理由：山々が美しい、空気がきれい 等)
- ・ 神社、史跡など (理由：歴史を感じられる)

○足柄地域

- ・ 足柄ふれあい公園 (理由：整備されていてきれい、子供が遊ぶのによい 等)
- ・ 足柄峠、足柄古道 (理由：景色が美しい、環境的にも文化的にも重要な場所 等)
- ・ 聖天山 (理由：自然が豊か、富士山がきれいに見える 等)
- ・ 浅間山神社、宝鏡寺

○北郷地域

- ・ 田園景観 (理由：美しい風景 等)
- ・ 水菜の景観、産地 (理由：北郷ならではの景観、資源だから 等)
- ・ 用沢 佐野川桜並木 (理由：桜がきれい 等)
- ・ 小山町総合運動公園 (理由：子供のために大切 等)
- ・ 唯念寺及び周辺環境、大胡田天神社

○須走地域

- ・ 富士浅間神社 (理由：世界文化遺産、歴史的に重要 等)
- ・ 富士山、富士登山道 (理由：世界文化遺産、自然豊かな場所 等)
- ・ なかよし公園 (理由：子供が安心して遊べる 等)
- ・ 立山周辺 (理由：鳥の音楽堂よそにない素晴らしい環境 等)

(2) 悪い環境、改善したい環境

1) 小山町全体

場所としては「道路（R246, 138）」「小山町全体」が多かった。

理由としては場所を問わず「ゴミの散乱、不法投棄」「公共交通機関が不便」「まちなみに活気がない」「道が狭い」という意見が多かった。

2) 地域ごと

○小山地域

- ・ 駅前通り （理由：にぎわいを取り戻したい 等）
- ・ 金時公園 （理由：子供が遊べるよう整備して欲しい 等）
- ・ 小中学校通学路（理由：道が狭い、ゴミが多い 等）
- ・ 八重桐の池 （理由：放置されたまま 等）
- ・ 川周辺 （理由：氾濫のおそれ有り、散歩道がない 等）

○足柄地域

- ・ 鮎沢川 （理由：生き物が減っている、ゴミが多く汚い 等）
- ・ 足柄駅前 （理由：夜間危ない 等）
- ・ 公園がない

○北郷地域

- ・ 道路 （理由：ゴミが多い 等）
- ・ 富士スピードウェイ （理由：レース後道路渋滞 等）
- ・ 公園 （理由：手入れがされていない 等）
- ・ 川 （理由：コンクリで固められている 等）

○須走地域

- ・ 国道 138 号 （理由：渋滞 等）
- ・ 須走、富士五湖道路下（理由：ゴミのポイ捨て 等）
- ・ 道路環境 （理由：歩道が狭い、ない、子供に危険 等）

3. これからの環境について

3.1 小山町の理想像

回答者の考える小山町の理想像について、1、2、3位の順位をつけてたずねたところ、結果は以下の通りとなった。

1、2、3位全てを含めた数でみると、最も多く選ばれたのは「安心して暮らせるまち」で、2番目が「水がきれいなまち」、3番目が「身近に自然が多いまち」であった。

1位に最も多く選ばれた数でみると、「水がきれいなまち」、2番目が「安心して暮らせるまち」3番目が「田園風景の美しいまち」であり、やや違いが見られた。

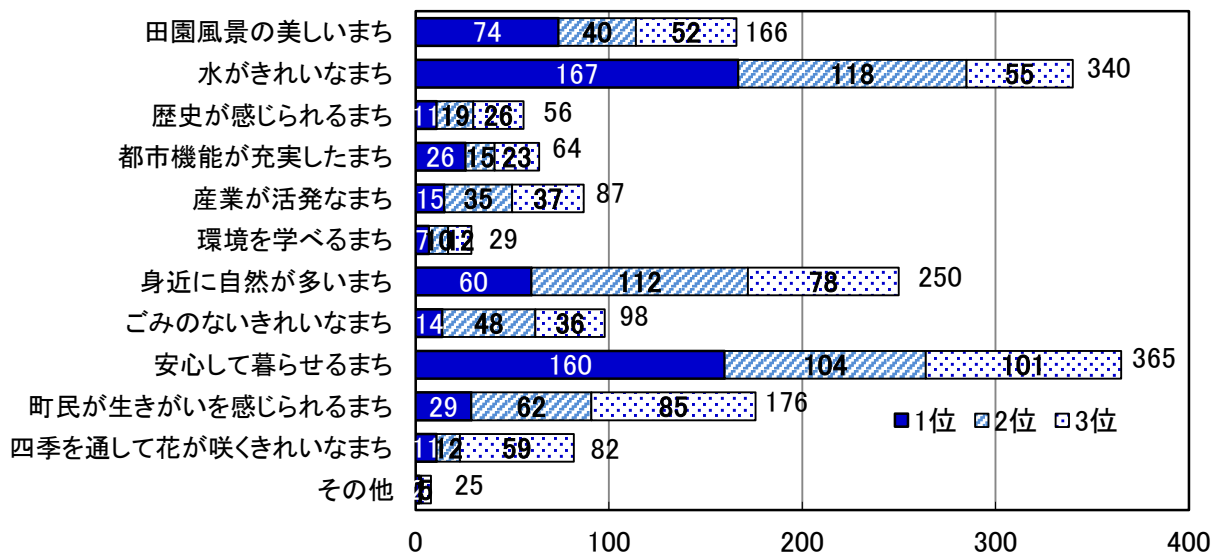


図 12 小山町の理想像（項目 3 つまで選択）

4. 環境保全につながる取り組みについて

4.1 実施している取り組み

(1) 小山町全体

「水質汚染の防止」「大気汚染の防止」「廃棄物の削減」「有害物質の削減」「地球温暖化防止・省エネ」につながる取り組みについてたずねたところ、最も「いつも実行している」割合が高かったのは「車のバッテリーや電池類を適切に処理している」で、87%であった。

次に多かったのは「家の庭や畑でゴミを燃やさないようにしている」74%、3番目に多かったのが「浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）」72%であった。

ただし、「いつも実行」に「時々実行」の割合を足すと、最も割合が高いのは「車のバッテリーや電池類を適切に処理している」97%であるが、次が「服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている」「電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている」がそれぞれ91%であった。「時々実行」の割合が高い項目は、回答者が心がけてはいるものの、快適性等を優先してしまう場合があると考えられる。

なお、最も「実行するつもりはない」が多かったのは「マイカー利用をさけて公共交通機関を利用している」で50%、次が「生ごみは電気式処理機やコンポスト容器を使って処理している」で38%、「太陽光発電機や太陽熱温水器などのクリーンエネルギー機器を導入している」で31%となっており、経済性・利便性に関する項目であった。

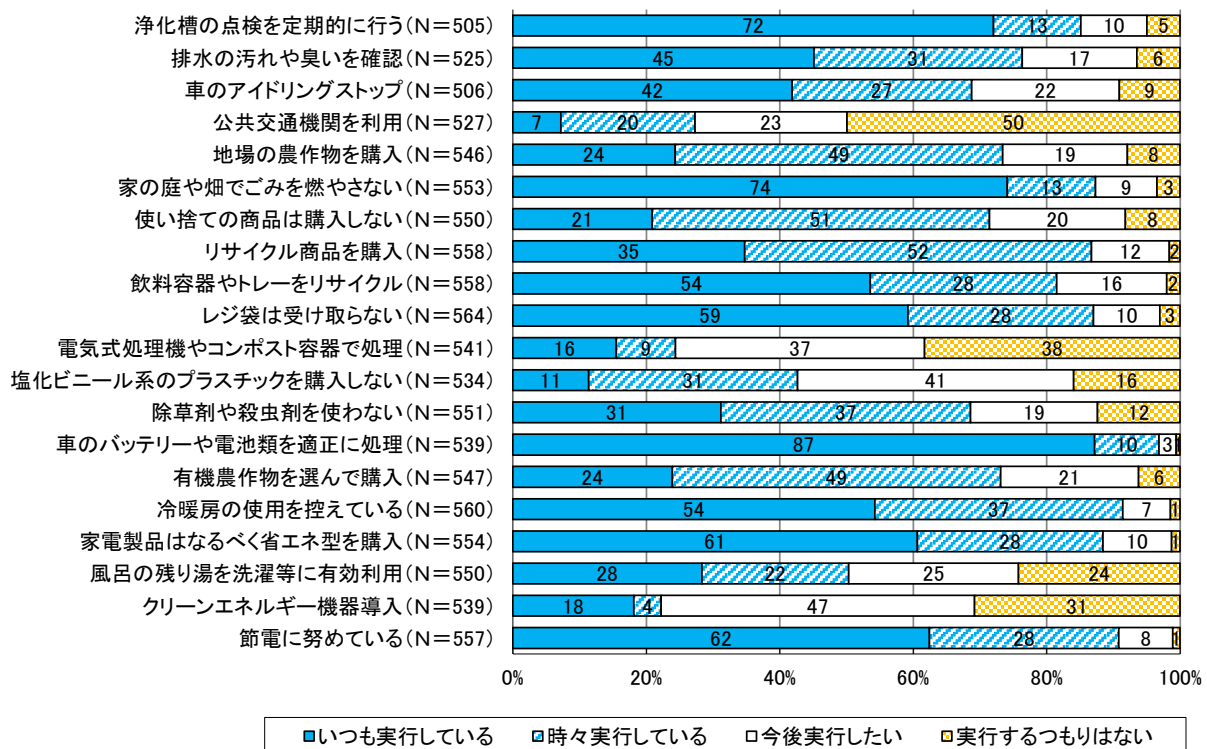


図 13 環境保全につながる取り組みの実行程度（割合）

(2) 地域ごとの取り組み

取り組みを「いつも実行している」人の割合を地域別にみると、やや違いがみられ、北郷地域は「いつも実行している」割合が高かった。

表 1 地域別の「いつも実行している」割合

実行している取り組み		小山 N=226	足柄 N=62	北郷 N=181	須走 N=111
水質汚染の防止	浄化槽の点検を定期的に行っている（下水道区域を除く）	66.4	64.5	77.2	-
	浄化槽や下水の排水について、汚れや臭いを確認している	42.9	37.1	48.9	16.2
大気汚染の防止	車のアイドリングストップを行っている	33.2	37.1	38.3	32.4
	マイカー利用をさけて公共交通機関を利用している	5.8	6.5	3.9	9.0
	物流による大気汚染を防止するため、地場の農作物を購入するようにしている	20.4	11.3	29.4	16.2
	家の庭や畑でごみを燃やさないようにしている	70.8	66.1	58.9	78.4
廃棄物の削減	使い捨ての商品は購入しないようにしている	20.4	9.7	20.0	18.9
	再生紙などのリサイクル商品を購入している	34.1	22.6	32.2	28.8
	飲料容器やトレーをリサイクルに出している	50.0	48.4	56.1	39.6
	買い物袋を持参してレジ袋は受け取らないようにしている	45.6	56.5	63.3	57.7
	生ごみは電気式処理機やコンポスト容器を使って処理している	11.9	6.5	24.4	5.4
有害物質の削減	塩化ビニール系のプラスチックを購入しないようにしている	12.8	1.6	7.8	11.7
	除草剤や殺虫剤を使わないように気を付けている	26.5	24.2	22.8	36.0
	車のバッテリーや電池類を適正に処理している	74.3	74.2	84.4	77.5
	有機農作物を選んで購入している	22.1	16.1	24.4	15.3
地球温暖化防止・省エネ	服装で調節して冷暖房の使用を出来るだけ控えている	50.0	41.9	50.6	52.3
	家電製品はなるべく省エネ型を購入するようにしている	53.1	50.0	62.2	53.2
	風呂の残り湯を洗濯等に有効利用している	23.0	30.6	25.0	32.4
	太陽光発電機や太陽熱温水器などのクリーンエネルギー機器を導入している	14.6	14.5	23.9	9.0
	電化製品のスイッチはこまめに消して節電に努めている	55.3	59.7	63.3	52.3

(3) 取り組み状況の比較

環境保全につながる取り組み状況について、静岡県の「県政インターネットモニターアンケート」より本調査と同様の設問を抽出し、回答結果を比較した。

比較に使用したのは、以下 2 つの調査である。

○平成 24 年度 循環型社会の形成に関するアンケート（回答者 618 名）
○平成 23 年度 家庭における省エネ・節電の取組に関するアンケート（回答者 618 名）

日常生活の中での取り組み状況を比較したところ、レジ袋を受け取らない（マイバッグを使用している）人の割合は小山町でも静岡県でも同程度 9 割弱であった。

なお、生ごみの処理については、取り組んでいる人の割合は小山町が 24%、静岡県が 17% で、小山町の方がやや高かった。

冷暖房の使用を控える、クリーンエネルギー機器導入の取り組みについては、いずれも小山町のほうが高い結果となった。

使い捨ての商品購入については、静岡県のほうが購入しないという割合が高かった。

アンケートの回答者の結果からは、小山町市民の環境への取り組み状況は県よりもやや良いといえる。

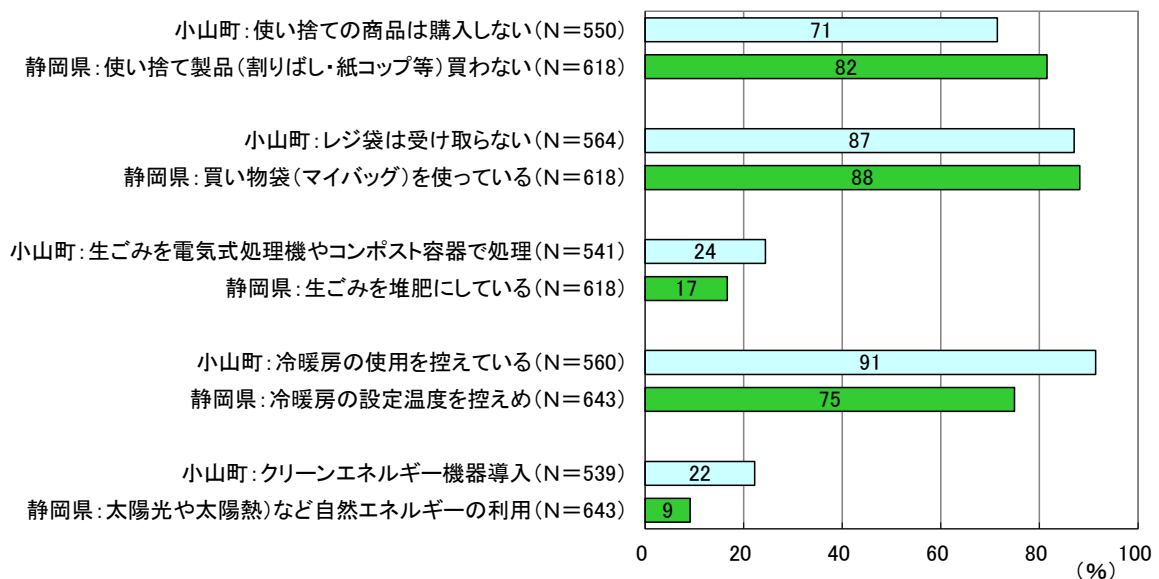


図 14 環境保全につながる取り組みを実施している割合（静岡県・小山町）

※「いつも取り組む、時々取り組む」をあわせた割合を実行している割合とした。

4.2 環境保全のために、小山町に望むこと

回答者が「環境保全のために小山町に望むこと」についてたずねたところ、「町民に向けた環境情報の提供」を望む人が最も多く、次が「町の率先した環境保全活動」、3番目が「環境保全を目的とした町民団体等への支援」であった。

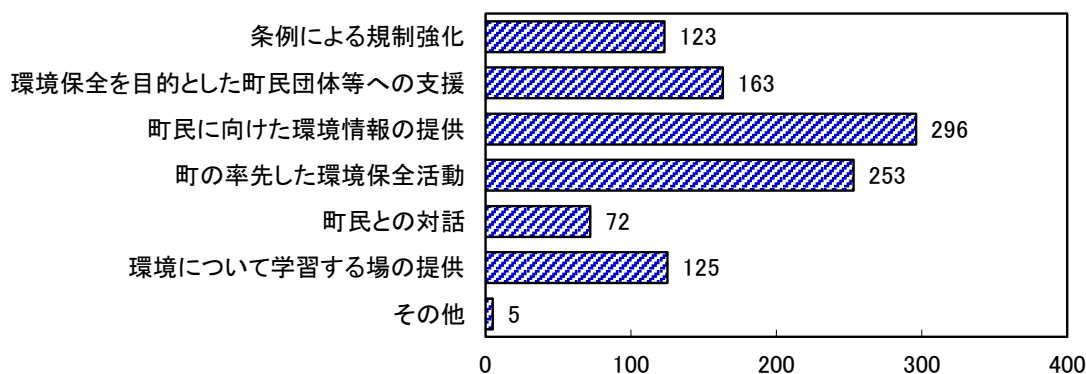


図 15 環境保全のため小山町に望むこと（項目 2 つまで選択）

4.3 環境保全のために事業者に望むこと

回答者が「環境保全のために事業者に望むこと」についてたずねたところ、「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害が発生しないように、しっかりした管理を行ってほしい」を望む人が最も多く、次が「森林や河川の必要以上の開発は行わないでほしい」、3番目が「廃棄物の不法投棄や野焼きなどを行わないよう、適切な廃棄物処理を守ってほしい」であった。

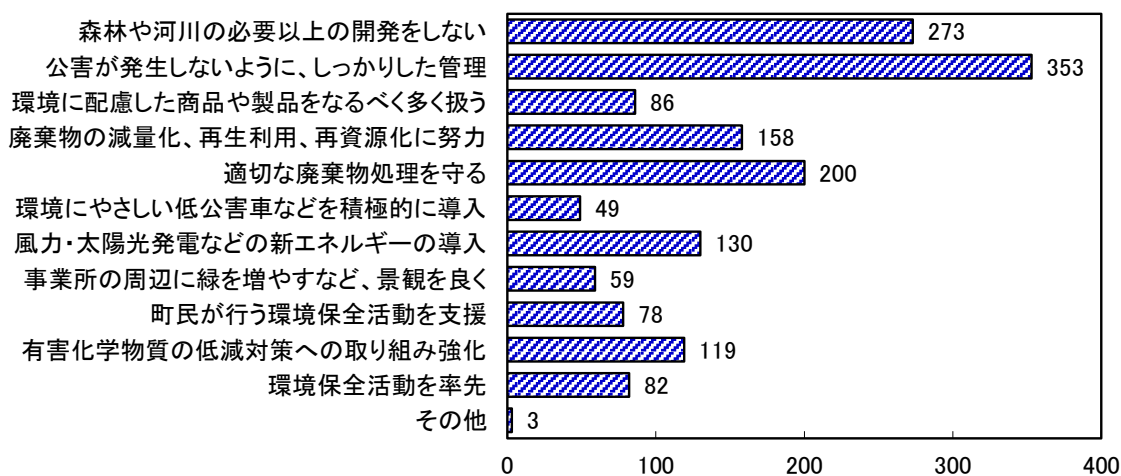


図 16 環境保全のため事業者に望むこと（項目 3 つまで選択）

5. 環境保全に関する活動について

5.1 環境団体について

回答者が「現在小山町の環境を良くするため、環境団体に加入・参加しているか」たずねたところ、現在は「環境活動は行っていない」との回答が約 54%と最も多かった。ただし、「環境団体に加入、活動に参加していなくても身近でできる環境活動を実施」との回答が次に多かった。

また「今後環境団体への加入・参加の予定はあるか」についてたずねたところ、「加入するつもり」との回答は約 3%と最も少なかった。ただし、「わからない」との回答が最も多かったため、魅力的な活動を提案できれば参加しようとする人は増える可能性もあるといえる。

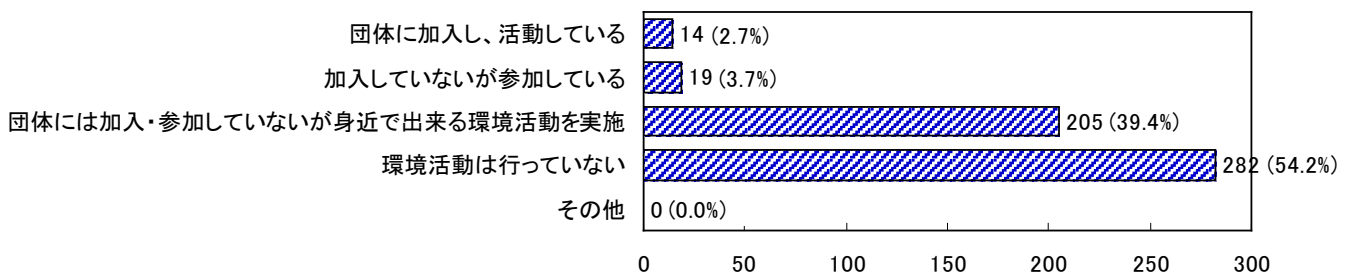


図 17 現在の環境団体の加入・参加状況 (N=520)

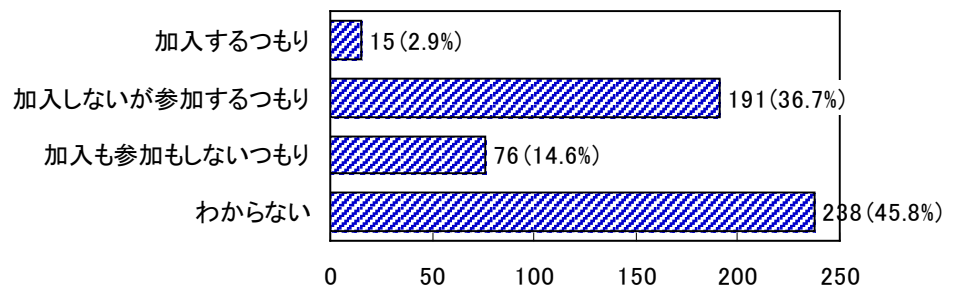


図 18 今後環境団体への加入・参加の予定 (N=520)

5.2 環境教育や環境学習について

「どのような環境教育や環境学習に関心があるか」についてたずねたところ、最も関心が高かったのは「水質、大気、騒音・振動などの調査・評価方法」で、2番目が「省エネルギー、新エネルギーの取組み事例」、3番目が「廃棄物対策（適正処理、再生利用、評価方法）」であった。

また、「今後、小山町において環境に関する学習会などを開催した場合、参加する意思はあるか」についてたずねたところ、「テーマによっては参加する」がほぼ半分の約48%と最も多く、次が「時間に余裕があれば参加する」であった。

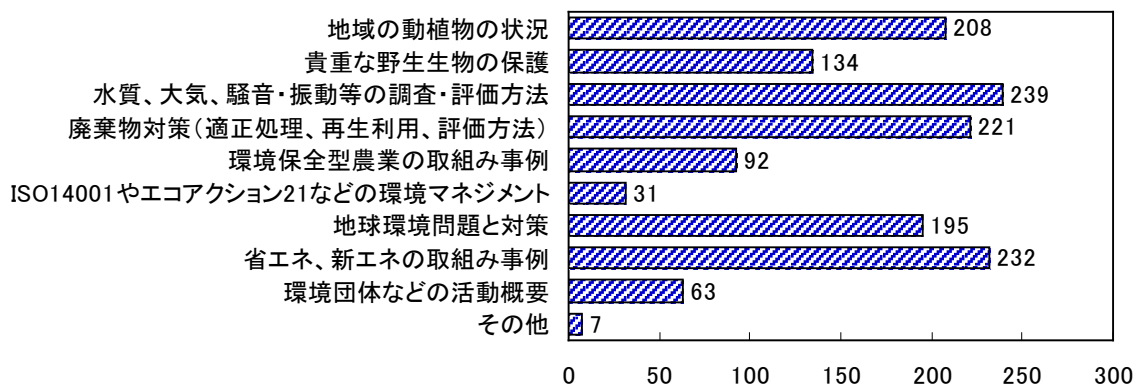


図 19 関心のある環境教育・環境学習（項目2つまで選択）

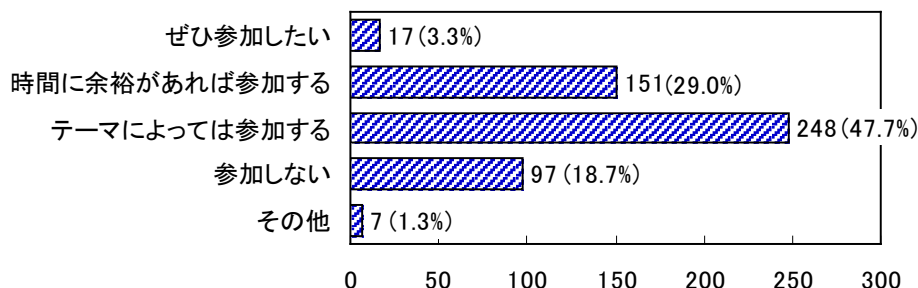


図 20 環境に関する学習会などへの参加意思（N=520）

5.3 環境保全のための費用について

「環境保全のための費用についての考え」をたずねたところ、「町の予算を優先的に投入するが、個人負担の増えない範囲で行う」、「現行の予算の中で、個人負担も増やさない範囲で行う」という意見が同数となった。「個人負担が増えてもよい」と考えている回答者は少ないことがわかった。

また、環境保全と経済発展・開発の関係について尋ねたところ、「経済発展・開発は、環境との調和を図ることに努力しながら取り組むべき」との回答が最も多く、環境、経済のどちらかを犠牲にするという考えの回答者は少なかった。

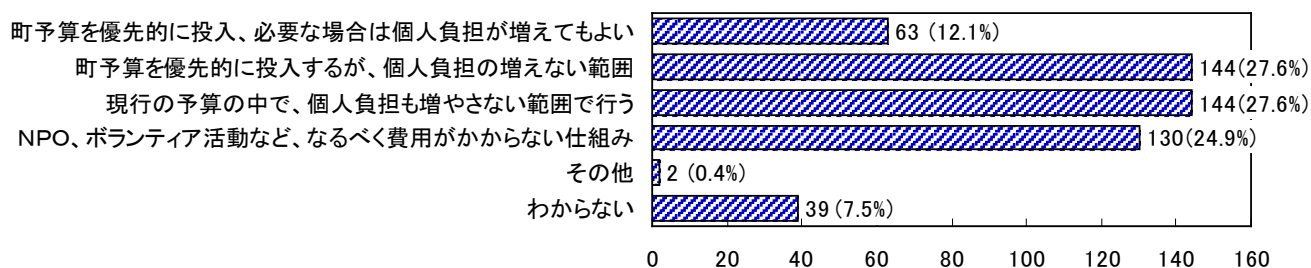


図 21 環境保全のための費用について (N=521)

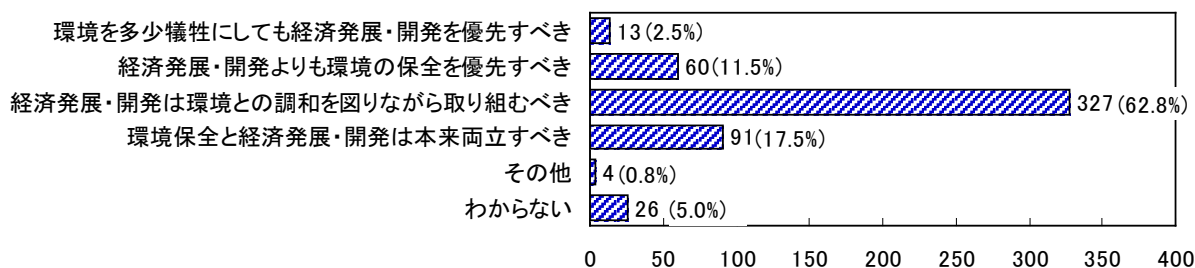


図 22 環境保全と経済発展・開発の関係について (N=520)

6. 環境全般についての意見・要望・提案

環境全般に関する自由意見としては、182 件の意見・要望・提案があった。

環境行政に対する意見、要望としてはごみ問題への意見が多く、特に「野焼き」の禁止や指導を求める意見と、ポイ捨て・不法投棄への意見が多かった。また、環境情報（学習会や環境に関する情報の提供など）が必要であるとの意見も多かった。この他には、子供の遊び場、高齢者の利用の場として公園を作って欲しいという意見が多かった。

環境以外に関しては、便利な町にしてほしい、交通が不便、高齢者や子供など歩行者のためのインフラ整備をしてほしい、空き地・空き家に対する指導をしてほしいという要望があった。

また、行政に対する要望も多かったが、環境を良くするためには町民全員の取り組みが重要である、自分のできることをしていきたいという自発的な決意の感想もあった。

将来の方向性としては、「これ以上開発せず、自然豊かな環境を残して欲しい」という意見と、「企業を誘致し、経済発展して活気のある町にして欲しい」という両方の意見が見られた。

主な内容は表の通り。

表 町民の自由意見（1）

分野	内容
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・田畑での野焼き（農作業でのごみ、生活ごみ含む）を指導、もしくは禁止してほしい。新しい住民は苦情がいろいろ。 ・リサイクル回収ボックスや、資源回収団体向けに町で分別場所を設置してはどうか。 ・資源ゴミ紙類の月 1 度個別回収が出来ないか（高齢で持てない）。 ・ごみの分別マニュアルや、資源回収日のお知らせなど情報が欲しい。 ・ポイ捨てが多い（国道 246 号付近）ので、清掃すべき。 ・国道・県道、町道の一斉清掃を役場主催、全住民参加でおこなったらどうか。
環境情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境について、親子参加型の学習する場がほしい。 ・環境に関する学習会を開催してほしい（裾野市の富士山資料館に参加しているが遠い）。 ・環境の情報を数値で知らせて欲しい。情報を HP などに掲載してほしい。 ・月に一度環境デーをつくり、参加するとポイントがたまるなどはどうか。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に公園が少ない。子供、高齢者のための公園を整備してほしい。 ・大人も使え、交流がうまれるような大きな公園がほしい。
山・里山・川	<ul style="list-style-type: none"> ・山が荒れているので手入れをして欲しい ・川の護岸、農業用水の三面張り水路などは、魚が住めるようなもの、子供が水とふれあえるようなものにしてほしい。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装、街灯がほしい ・こどもや高齢者が安心して歩けるようにしてほしい ・道路の周囲は草刈りが必要である

表 町民の自由意見（2）

分野	内容（感想）
その他の意見・要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小山町の水を産業に活用し、小水力発電などをしたらどうか。 ・ 持ち主不在や高齢化で放置された土地、家屋が迷惑、町で指導など対策をしてほしい。 ・ 富士山のキノコからセシウムが検出され心配である。町の環境が安全かどうかの情報がほしい。 ・ 防災対策（富士山噴火など）をして欲しい。 ・ ペットの飼い主へのマナー教育を徹底してほしい
将来の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小山のこの地域の水の豊かさは、是非とも守っていかなくてはならない環境の 1 つ。世界的に水資源は貴重。 ・ お年よりや子供達が安心してのびのび暮らせるような環境にしてほしい。 ・ 開発よりも、自然を残し、それを生かす方向で住みよい町をつかって欲しい。 ・ これ以上開発をせず、自然を残してほしい。 ・ 企業を誘致し、人が住みたいと思うにぎわいのある町にしてほしい

＜小山町の環境に関する事業所アンケート調査結果＞

1. 回答者（事業所）の基本的事項

事業所の業種は、製造業、サービス業、建設業、卸売・小売業の順に多かった。

事業所の従業員数は、10人未満が約75%を占めていた。また、町内における勤続年数は30年以上が約68%と最も多かった。

事業所の所在地としては、北郷地区、成美地区が多かった。

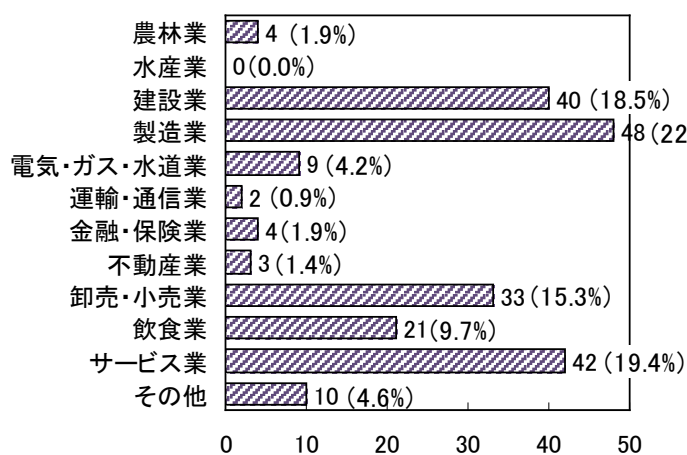


図 1 業種 (N=216)

※ () 内は全回答に占める割合

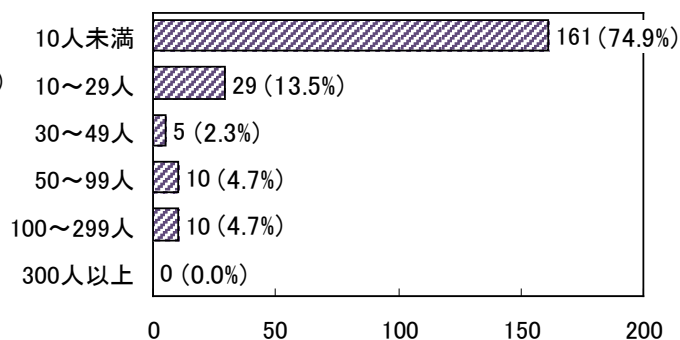


図 2 従業員数 (パート・アルバイト含む) N=215

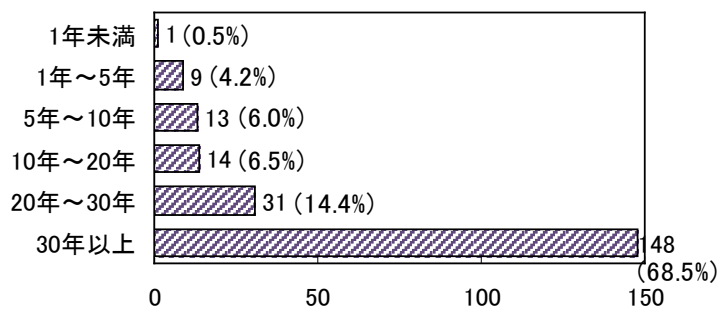


図 3 町内における事業(操業)年数 (N=216)

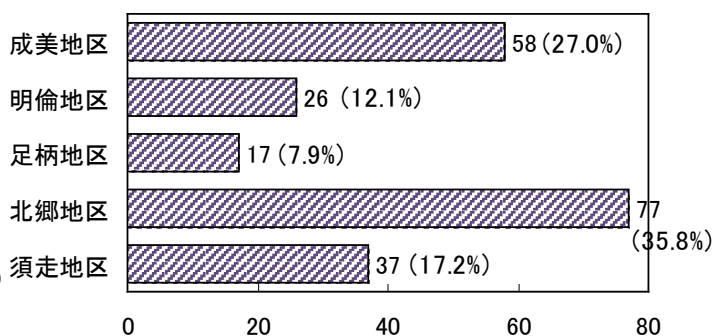


図 4 所在地 (N=215)

2. 小山町の環境について

事業所（回答者）が小山町の環境についてどのように評価しているかたずねたところ、「満足」「まあ満足」をあわせた回答が最も多かったのは「空気のきれいさ」で、回答者の97%であった。2番目は「悪臭」で回答者の87%、3番目が「水のきれいさ」で回答者の78%であった。

一方で、「不満」「やや不満」をあわせた回答では、「交通や物流の利便性」が回答者の42%と最も高く、次が「事業に対する需要」で37%となっていた。自然環境への満足度は高いが、事業環境については満足度が低い結果となった。

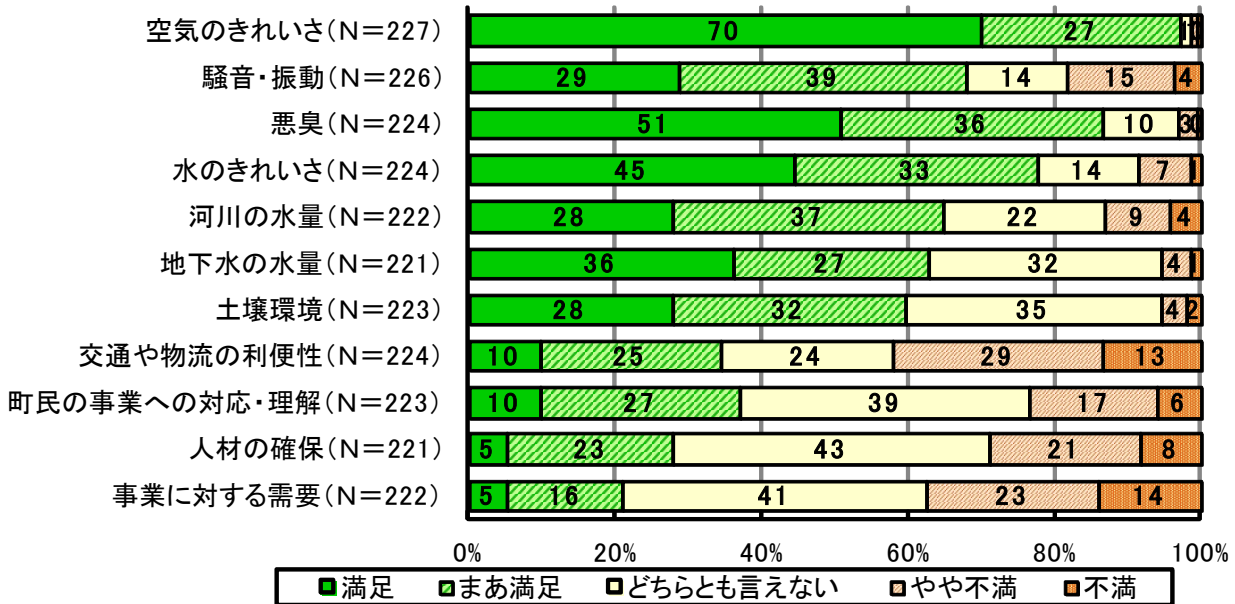


図 5 小山町の環境の状況についての満足度（割合）

3. 関心のある地球環境問題について

事業所が事業を行う上で特に関心を持っている地球環境問題についてたずねたところ、最も回答が多かったのは「地球温暖化」であった。次の「有害廃棄物の越境移動」「オゾン層の破壊」については同程度の回答数であった。

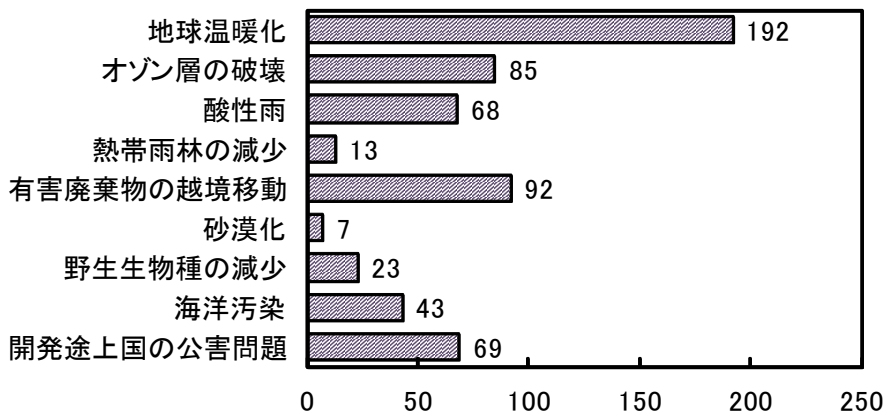


図 6 関心のある地球環境問題（項目 3 つまで選択）

4. 環境保全の取り組みについて

4.1 事業所の環境保全の取り組みについて

事業所の環境保全の取り組みの実施状況についてたずねたところ、以下のような結果となった。

(1) 省エネルギー対策

最も実施している事業所の割合が高いのは、「冷暖房の温度設定や電灯の消灯など省エネルギー」で78%が実施していた。2番目に実施されているのは「水の節約」で46%、3番目は「電化製品などの省エネルギー型機器への切り替え」で42%であった。

実施の予定はない事業所の割合が高いのは、「自動車の使用自粛（公共交通機関の利用など）」で62%、2番目は「雨水浸透施設や雨水貯蓄施設の導入」で59%、3番目は「コージェネレーションシステムの導入など、エネルギーの高効率利用」で56%であった。

事業の利便性に関わる取り組みやコストのかかる設備などは取り組みが難しいと考えられる。

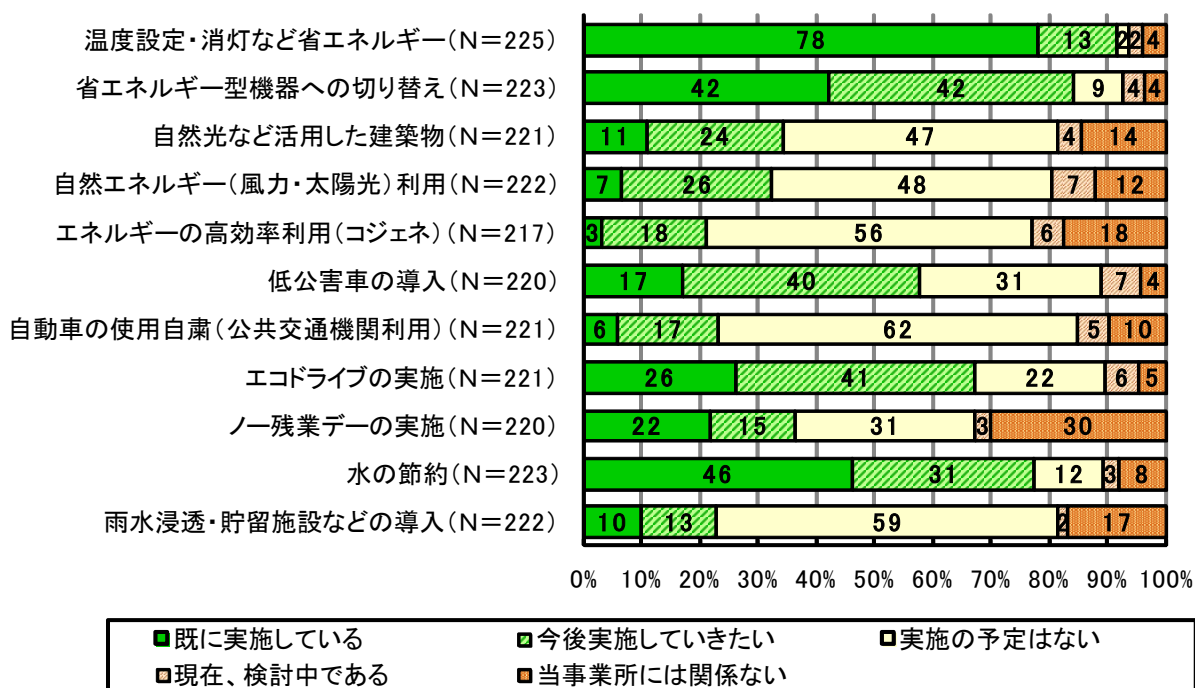


図 7 環境保全の取り組みの実施状況（省エネルギー）

(2) 廃棄物対策

最も実施している事業所の割合が高いのは、「廃棄物のリサイクル」で53%が実施していた。2番目に実施されているのは「自社で取り扱っている商品や容器などの回収・リサイクル」で42%であった。

実施の予定はない事業所の割合が高いのは、「省エネルギー・リサイクル可能な製品の販売」で31%であった。2番目は「リサイクル文具など環境配慮型製品の購入（グリーン購入）」で20%であったが、「今後実施していきたい」という回答も36%となっており、意識啓発によって今後実施する事業所が増える可能性がある。

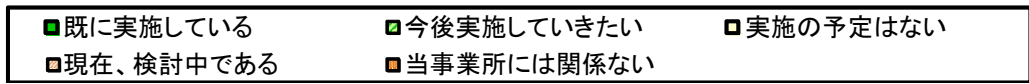
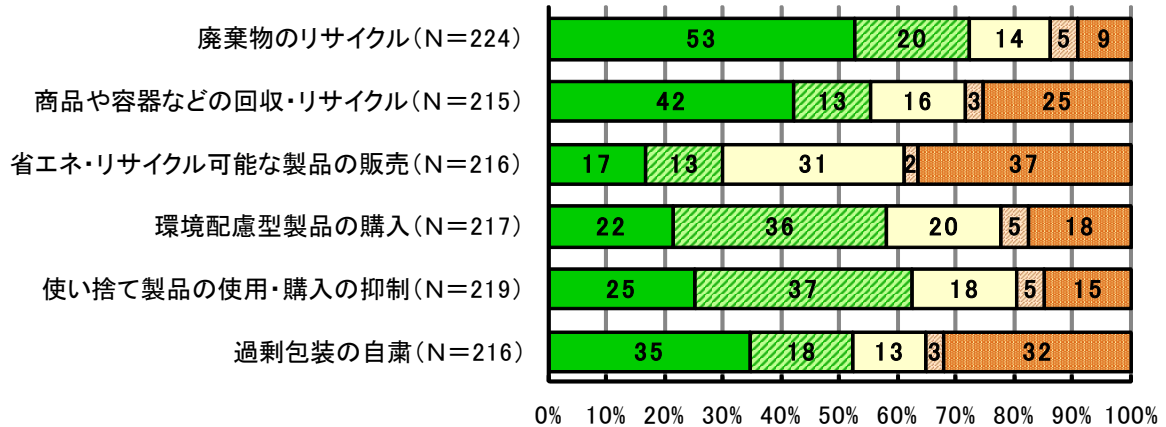


図 8 環境保全の取り組みの実施状況（廃棄物対策）

(3) 環境教育・保全への配慮

最も実施している事業所の割合が高いのは、「地域の環境保全活動への参加、協力」で29%が実施していた。2番目に実施されているのは「社員に対する環境保全に関する教育の実施」で21%であった。

実施の予定はない事業所の割合が高いのは、「事業活動における環境関連情報の消費者や地域などに対する公開、提供」で45%であった。2番目は「環境基金への寄付など、地域の環境保全活動への資金協力」で42%であった。

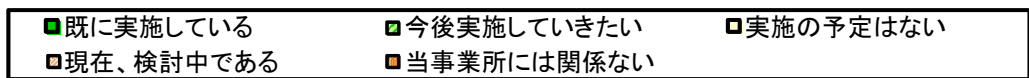
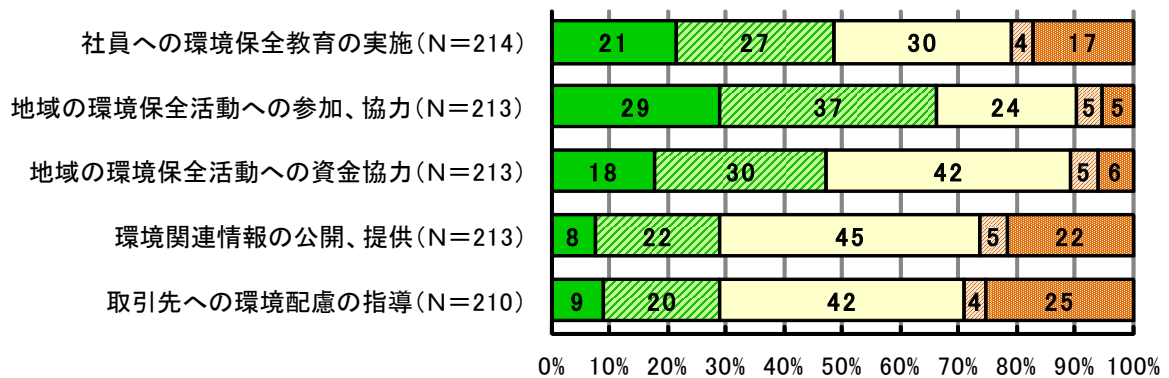


図 9 環境保全の取り組みの実施状況（環境教育・保全への配慮）

4.2 環境マネジメントシステムについて

事業所において、事業活動を環境に配慮したものに変わっていく環境マネジメントシステムの取得状況等についてたずねたところ、以下のような結果となった。

いずれの項目も「既の実施している」事業所は6%以下であり、「どのようなものか知らない」という事業所が23%以上あった。

今後は行政による普及啓発、支援が必要であるといえる。

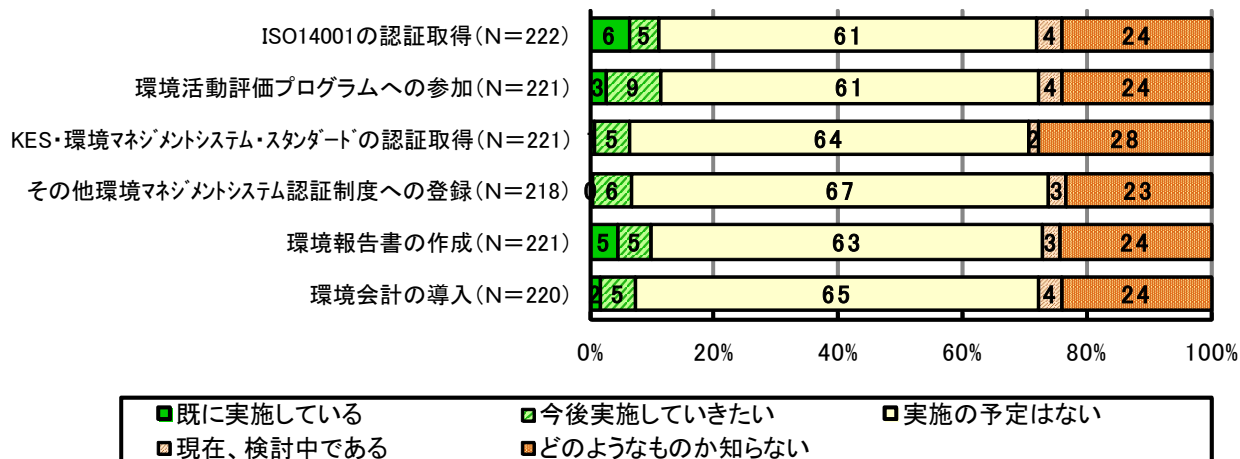


図 10 環境マネジメントシステム等の取り組みの実施状況

4.3 環境保全の体制について

事業所における環境保全の体制についてたずねたところ、以下のような結果となった。

環境保全を担当する部署があり、専任者がいる事業所もあったが、多くは特に担当者や体制をおくことはないとの回答であった。

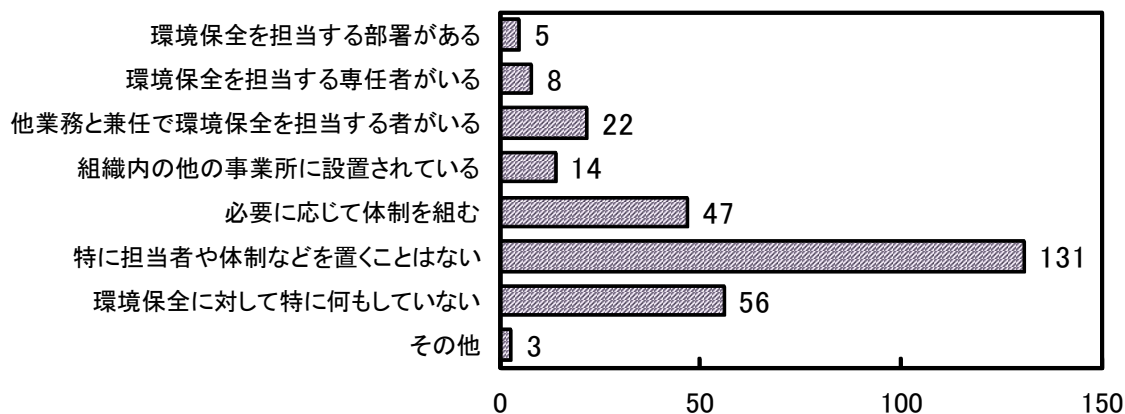


図 11 環境保全の体制（項目は複数選択）

4.4 環境保全の理由について

事業所が環境保全に取り組む場合、その理由についてたずねたところ、以下のような結果となった。

「環境問題の重要性を感じているから」が最も多く、2番目が「事業所の周辺住民との良好な関係を維持するため」がほぼ同数で最も多く、3番目が「企業の社会的責任だから」であった。

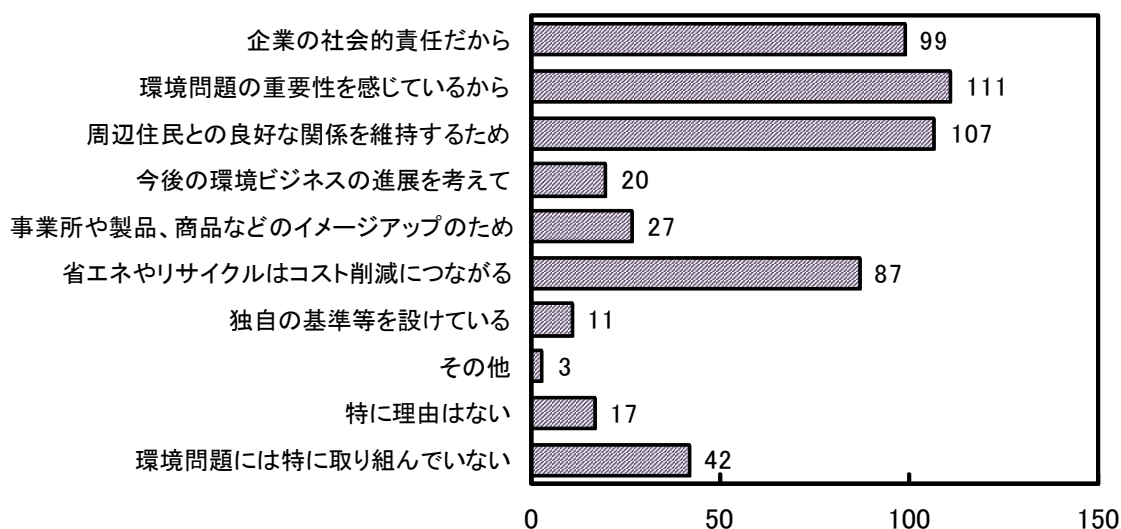


図 12 環境保全に取り組む理由（項目は複数選択）

4.5 環境保全の取り組みを進める上での課題について

事業所が環境保全の取り組みを進める場合、その課題となるものについてたずねたところ、以下のような結果となった。

「資金不足」の回答が最も多く、2番目が「ノウハウの不足」、3番目・4番目の「手間や時間がかかる」「人材の不足」はほぼ同数の回答数であった。

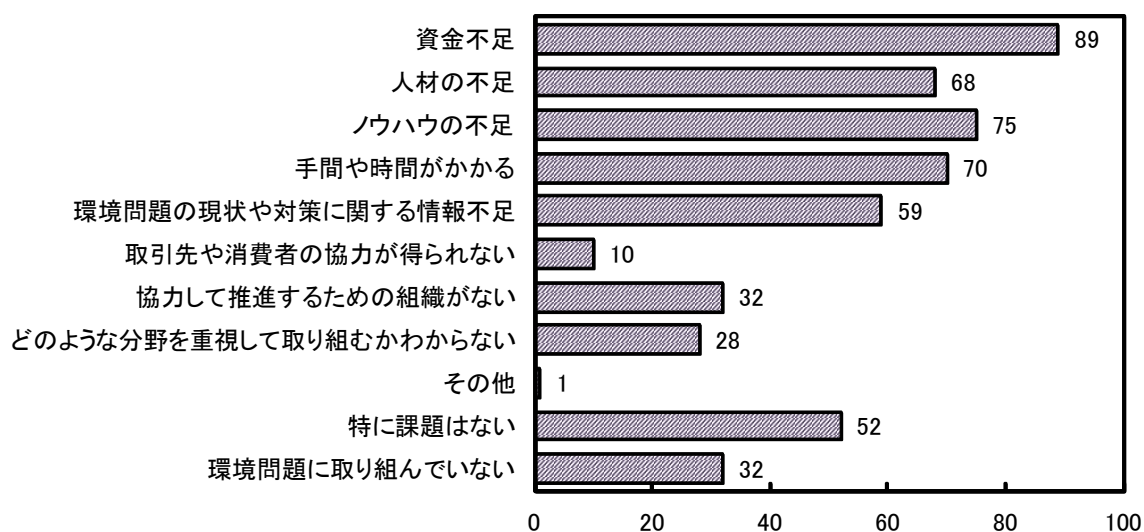


図 13 環境保全の取り組みを進める上での課題（項目は複数選択）

4.6 環境保全と経済発展・開発の関係について

環境保全と経済発展・開発の関係についてたずねたところ、以下のような結果となった。

「経済発展・開発は、環境との調和を図りながら取り組むべき」との回答が約 60%と最も多い結果となった。

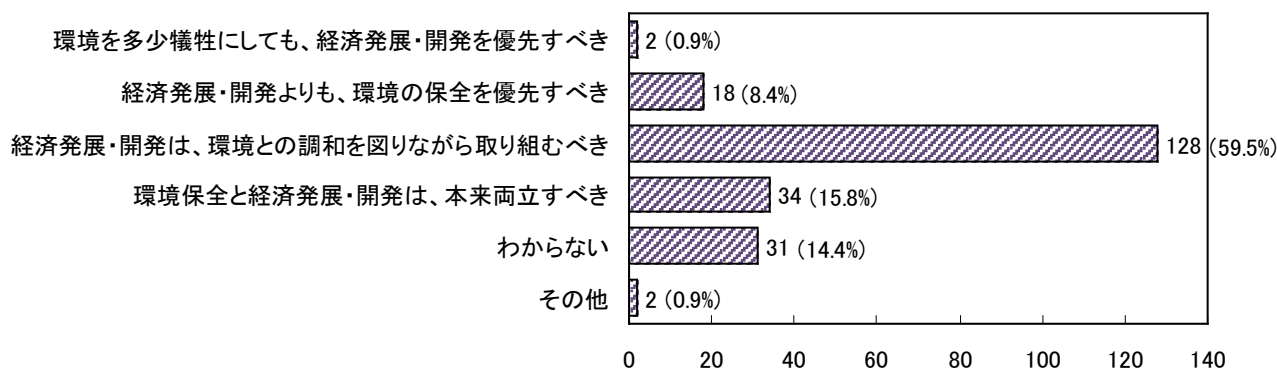


図 14 環境保全と経済発展・開発の関係について (N=215)

4.7 環境問題に関する情報について

(1) 得られている情報の程度について

事業所で環境問題に関する情報を十分に得られているかについてたずねたところ、以下のような結果となった。「十分得ている」「ある程度得ている」をあわせても回答者の約 24%であり、「あまり得ているとはいえない」「ほとんど得られていない」事業所が約 48%とほぼ半分であった。

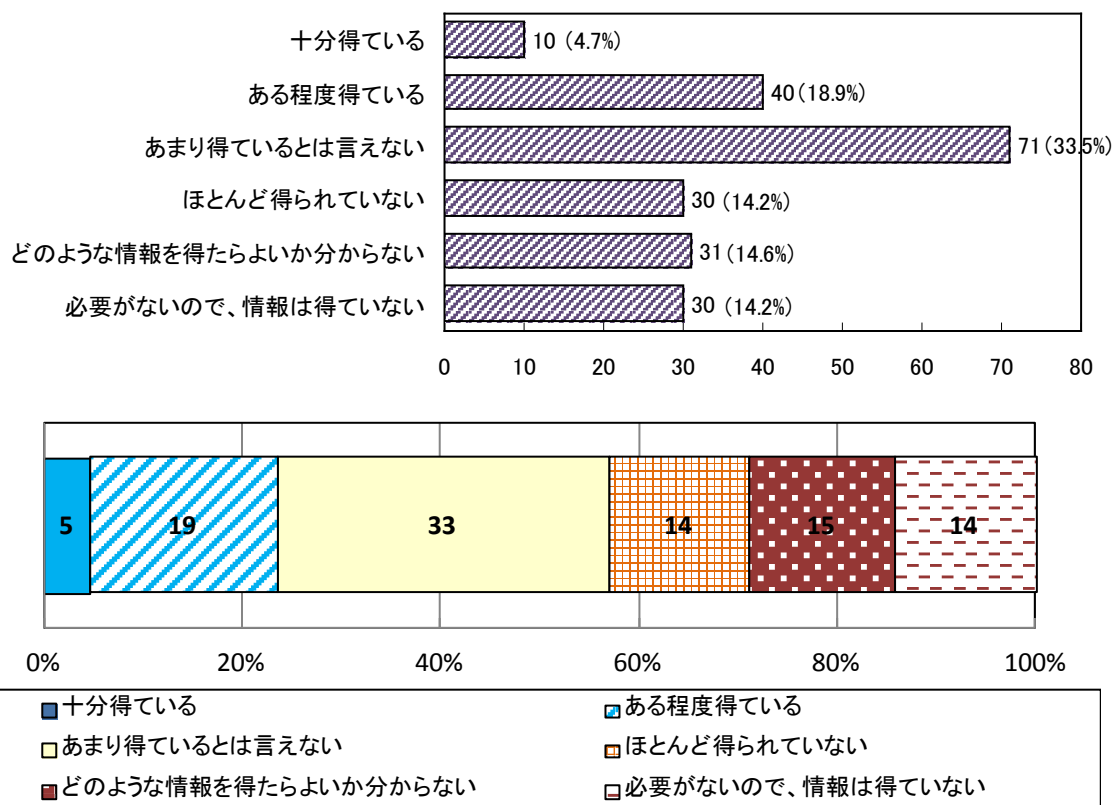


図 15 環境問題に関する情報について (N=212)

(2) 不足している情報について

(1) で環境問題に関する情報を「ある程度得ている」「あまり得ているとはいえない」「ほとんど得られていない」と回答した事業所に、どのような情報が不足しているかたずねたところ、以下のような結果となった。

不足している情報は、「環境問題の対処方法・解決方法についての情報」であるとの回答が最も多く、次は「環境問題の状況についての情報」であった。

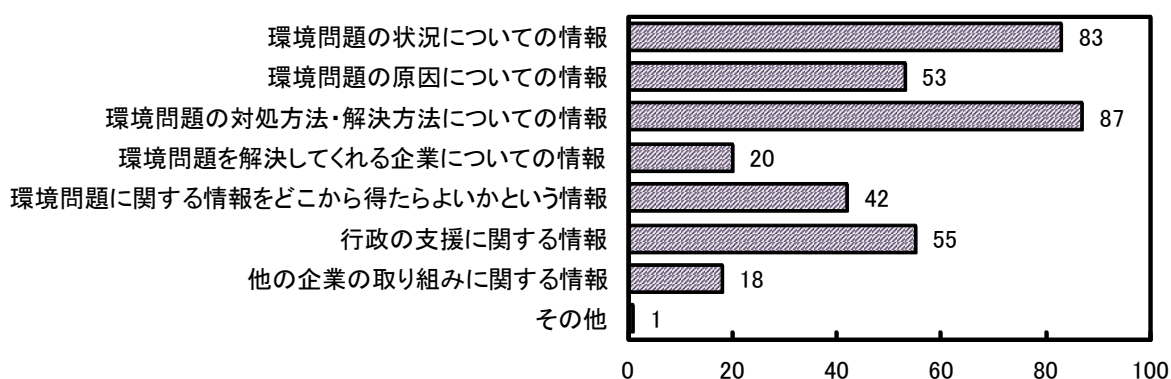


図 16 環境問題に関して不足している情報（項目は複数選択）

5. 今後環境保全活動に取り組むにあたり求めること

5.1 町民に求めたいこと

事業所が今後環境問題に関する取り組みを進めるため、町民に求めたいことについてたずねたところ、「リサイクル活動などに努め、積極的に資源の循環を推進してほしい」との回答が最も多く、「事業所による環境保全活動を評価してほしい」との回答は少なかった。

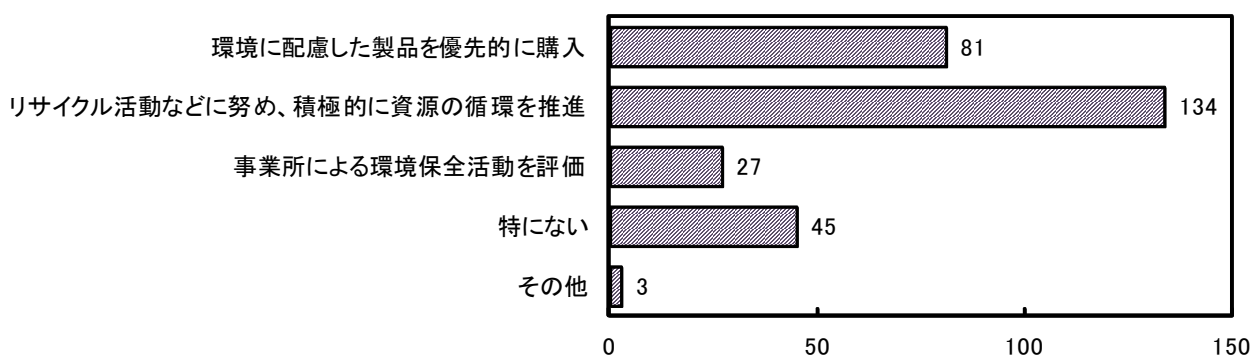


図 17 町民に求めたいこと（項目 2 つまで選択）

5.2 行政が優先的に取り組むべきこと

行政に対して優先的に取り組んでほしいことを、1～5位までの順位をつけてたずねたところ、結果は以下の通りとなった。

1～5位全て含めた数でみると、最も多く選ばれたのは「ごみの減量化・資源化の推進」であり、2番目は「廃棄物の適正処理を行うためのリサイクル処理・処分施設の整備」であった。1位に最も多く選ばれた数でみても同様であった。

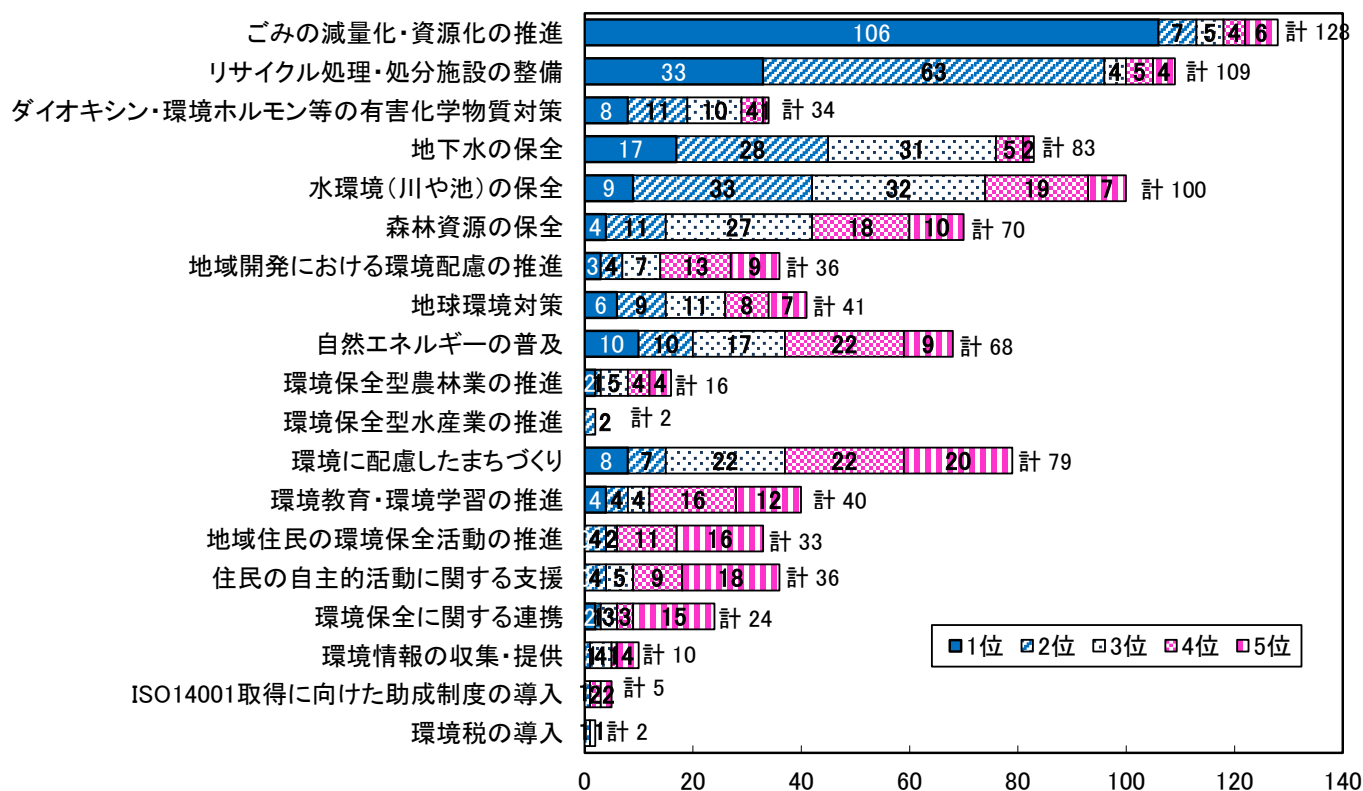


図 18 行政が優先的に取り組んでほしいもの（項目 5 つまで選択）

5.3 今後取り組みたいこと

事業所が今後環境保全のために一層取り組もうと考えている項目についてたずねたところ、以下のような結果となった。「廃棄物の減量化、再生利用、再資源化に努力する」が最も多く、2番目が「環境に配慮した商品や製品をなるべく多く扱う」、3番目が「電気やガスなど省エネルギー（低公害車の導入含む）に努力する」であった。

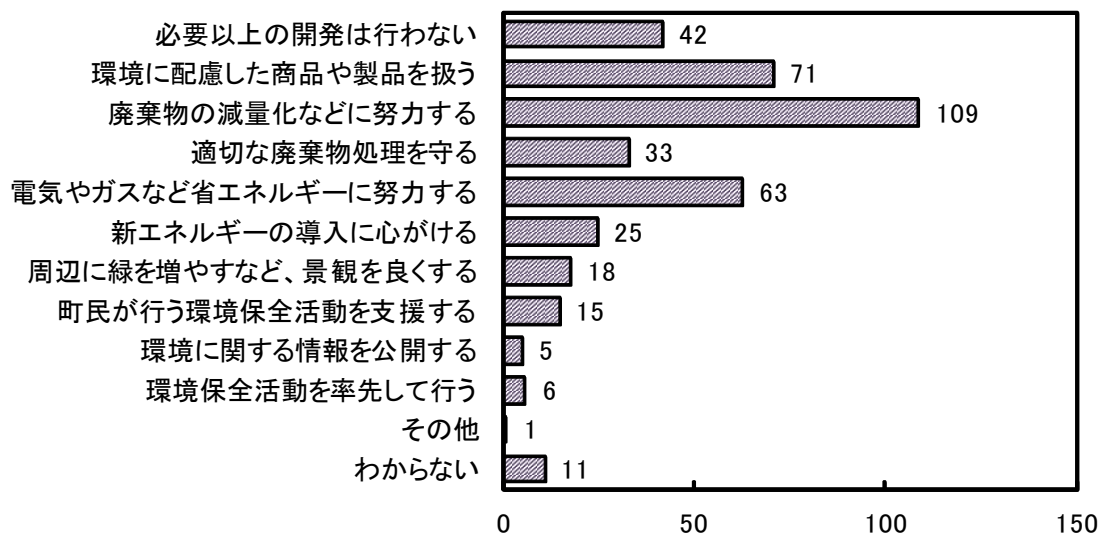


図 19 事業所が一層取り組もうと考えていること（項目 2 つまで選択）

6. 今後の小山町の環境について

6.1 小山町が取り組むべき施策について

将来の世代に良い環境を残し、受け継いでいくために、小山町として何についての施策を重点的に行うべきかたずねたところ、以下のような結果となった。

「重要」「まあ重要」をあわせて最も割合が高かったのは「空気のきれいさ」で99%、次が「山や川などの自然の景色の美しさ」「川や池などの水辺のきれいさ」が同数で98%であった。

「重要でない」「あまり重要でない」をあわせて最も割合が高かったのは「外来種の移入問題」で10%であった。

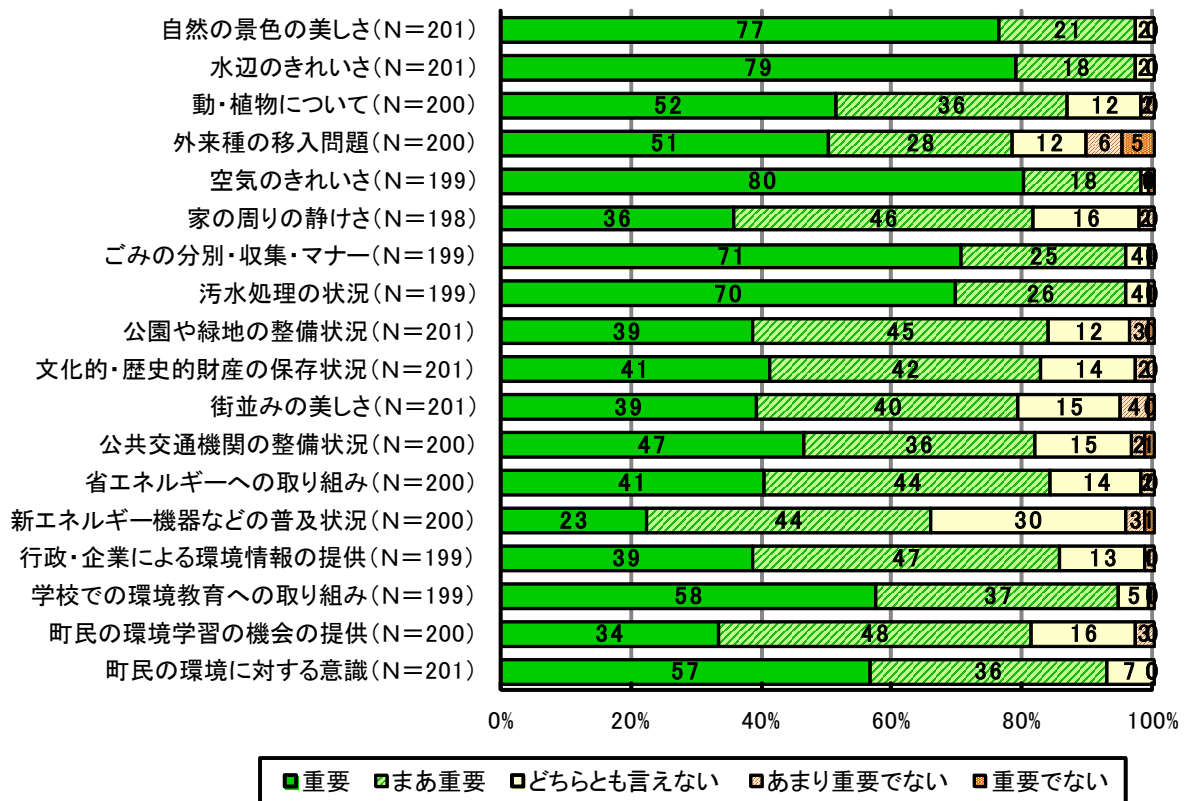


図 20 重点的に行うべき施策の対象（割合）

6.2 環境保全のための費用について

事業所に「環境保全のための費用について」たずねたところ、「NPOやボランティア活動などなるべく費用がかからない仕組み」との回答が約49%と最も多かった。「事業者からの寄付行為を広く募る必要がある」との回答は約2%と最も少なかった。

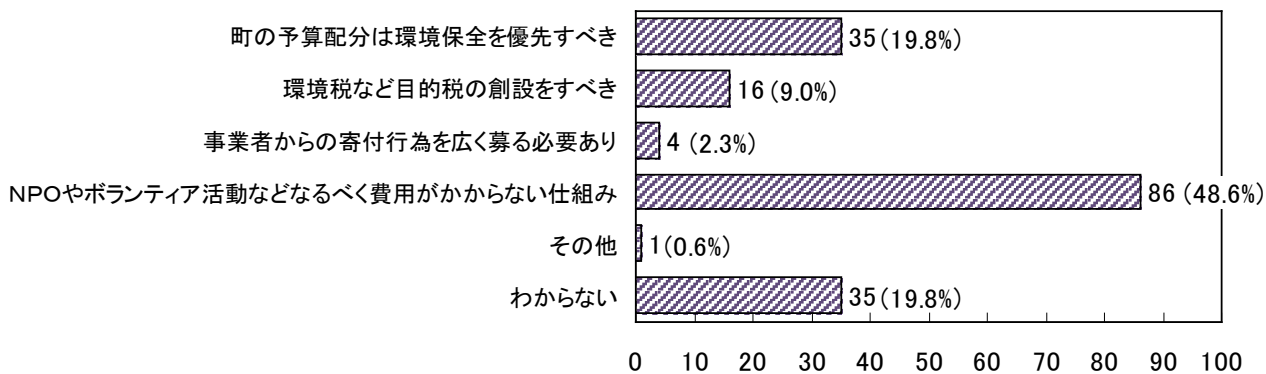


図 21 環境保全のための費用について (N=177)

7. 環境全般についての意見

環境全般に関する自由意見としては、31件の提案・要望及び意見があった。

主な内容は以下の通り。

表 事業者の自由意見

提案・要望
<ul style="list-style-type: none">・住民主導でまちづくりをする。その手伝いを会社か応援する仕組みがあればよい。・生垣や道のきれいさを競うコンクールを開催したらどうか。・太陽光・風力等を活用する企業への優遇措置を検討してほしい・小山町は水が豊富なので水力発電を導入してはどうか・ネットだけでなくゴミボックスを設置してほしい・富士山の野生キノコにセシウムが検出された件について、広報・周知するほか、各地の検査をしてほしい・桜並木伐採後は景観上見苦しい。伐採後は植林をしてほしい・行政が環境教育や学習の推進、意識改革をしてほしい
意見
<ul style="list-style-type: none">・環境問題はひとりひとりの意識の向上と協力団体や行政の協力により、進めていくことが重要・最新技術、高コストの策ばかりでなく、地場に合った活動を探すのも大切・自然エネルギー化、脱原発してほしい・野原や小川など外来生物、植物が沢山ある。一人一人が日本の自然や動植物を守ろうという教育が大切

資料12. 用語集

□あ行□

- 【エコドライブ】：省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術で、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。
- 【エコカー】：汚れた空気の排出が少ない、あるいは全く出ない自動車のこと。電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。
- 【エコアクション 21】：1996年9月のISO14001の発行に合わせて環境庁（現環境省）から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなる。

□か行□

- 【環境基準】：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。行政上の政策目標である。水質については、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められている。
- 【環境負荷】：人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。主なものに、温室効果ガス、排水、廃棄物、大気汚染物質などがあげられる。
- 【外来種】：移入種ともいう。一般的には人が自然分布域の外から持ち込んだ生物種をいう。意図的でない場合も含まれる。「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多い。在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことがあり、中には奄美・沖縄のマングース、小笠原のノヤギ、アノールトカゲのように在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。
- 【寄生火山】：成層火山の山腹など、中心火口から離れたところに噴出した小型の火山のこと。側火山ともいう。
- 【北郷創林隊】：北郷の森の整備を全面的に行い、健全な森林づくりを目指し、レクリエーションや森林教育の場を地域住民に提供しているNPO法人。毎年、北郷小学校6年生と共に植樹と草刈りを行なっている。
- 【グリーンツーリズム】：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導している。
- 【グリーン購入】：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。グリーン購入を促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク(GPN)が設立された。また、2001年にはグリーン購入法が制定されている。
- 【景観行政団体】：景観法（日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律。2004年6月制定、12月施行）に基づき諸施策を実施する行政団体。景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会を設立・運営、景観形成に取組むNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行う。
- 【光害】：良好な照明環境の形成が、過度な夜間照明によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響のこと。例えば、道路や防犯灯が明るくて眠れない、天体観測に悪影響を及ぼす、動植物に悪影響を与えるなどがある。

□さ行□

- 【自然環境保全法】：自然環境の保護・保全のため、1972年に制定された法律。自然環境保全の理念や自然環境保全基礎調査など基本的事項についての規定のほか、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定や保護規制などを定めている。都道府県でもこれに準ずる土地の区域を指定できる。全国で自然環境保全地域は10箇所、原生自然環境保全地域は5箇所が指定されている。
- 【自然公園法】：国立公園法を改正し、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進など、人が自然に親しみ・利用することを目的とし、1957年に制定された法律。自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定している。全国で31（平成26年3月現在）の国立公園がある。
- 【小水力発電】：河川・農業用水などの流水を利用する出力1000kw以下の水力発電のこと。既に水力発電や農業用水として利用されている流水をさらに利用する事例が多い。
- 【社会資本】：広い意味では、経済社会に対し何らかの意味で間接的効果をもたらす財産。内閣府で示されている具体的項目としては、「1.交通・通信施設、2.住宅・生活環境施設、3.厚生福祉施設、4.教育訓練施設、5.国土保全施設、6.農林漁業施設、7その他（公共工業用水道など）」の7つがある。
- 【循環型社会】：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。廃棄物の処理の優先順位は、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分となっている。
- 【水道法】：上水道の適切かつ合理的な敷設・管理、および整備計画の策定、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることなどを目的として、1957年に制定された法律。同法に基づき、厚生労働省令により水道の水質基準が定められている。
- 【水源かん養】：水源地の周辺に位置する森林の、保水や洪水緩和、さらには自然の自浄作用による水質浄化などを果たす機能・役割をいう。ただし、森林の水源涵養機能については定まった学説がなく、異論もある。
- 【世界遺産】：世界遺産条約（「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」、1972年第17回ユネスコ総会で採択）に基づき、世界遺産委員会が定める、歴史・学術・芸術あるいは鑑賞上で、世界的に顕著な価値のある遺物、自然地、生物の生息地などをいう。富士山は、平成25年6月に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として、世界文化遺産に登録された。
- 【先駆植物】：遷移（植物群落の変化）の初期段階において最初に出現する植物のこと。火山の噴火、洪水、火災、地滑りなど自然に発生する攪乱や、森林伐採、開発などの人為的活動によって裸地化した場所にいち早く侵入・定着できる。
- 【成層火山】：円錐型の大型火山で同じ火口から繰り返し噴火する火山。山体は溶岩と火砕岩が交互に重なってできている。
- 【相関関係】：2つの値の関連性のこと。2つの変数の間で、一方が増えれば他方も増える（または減少する）という直線的な傾向がある場合、2つの変数の間に正の（負の）相関があるという。ただし、相関関係があっても原因・結果の関係となっているとは言えない。

□た行□

- 【大腸菌群数】：大腸菌群数とは、大腸菌（*Escherichia coli*）および大腸菌とよく似た性質を持つ細菌の数のことをいう。一般に人や哺乳類の腸管内に生息し、健康な人間の糞便1g中に10億から100億存在するといわれている。また、よく似た性質の土壌細菌も測定されることがある。大腸菌群自体に普通病原性はなく、大腸菌群が検出されたからといってその水が危険であるということはない。ただし、大腸菌群が検出されると、その水は糞便による汚染を受けた可能性が高いといえる。
- 【太平洋側ブナ林】：ブナ林は積雪と深い関わりがあり、日本海側の多雪地帯と太平洋側の少雪地帯で特徴が大きく異なる。太平洋側のブナ林はモミ・ツガなど針葉樹が混じり、植生に多様性がある傾

向がある。日本海側のブナ林は雪のため混在する樹木の種数が比較的少なく、全体的に似かよった森林となっている。

【多自然型河川整備】：治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川整備のこと。

【ダイオキシン類】：一般には、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。また、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、またはダイオキシン様PCBとも呼ばれている）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質はダイオキシン類似化合物と呼ぶ。工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質である。

【ダイオキシン類特別措置法】：ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）による環境の汚染の防止及びその除去などをするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に対する対策を定めている。平成11年7月成立。

【鳥獣保護法】：正式名称は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」。鳥獣保護事業計画の実施と狩猟の適正化により、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険の予防を図り、生活環境の改善と農林業の振興に資することを目的とする。同法に基づき、環境大臣あるいは都道府県知事により鳥獣保護区が指定される。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止され、鳥獣の生息環境を保全するための管理及び整備が行われる。

【地産地消】：「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域内で消費する取り組みのこと。

【デポジット制度】：製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。「預かり金払い戻し制度」ということもある。

【都市計画法】：都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律で、1969年に制定された。所管は国土交通省。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制等について定めている。

【特定外来生物】：外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、これまで（2013年9月現在）に、ペットのアライグマ、タイワンリスなどを含む、哺乳類（23種類）を始めとして、107種が指定されており、その輸入、飼養、譲渡等が禁止されている。

□な行□

【年較差】：一定の場所・期間内における観測値の最高と最低との差を言う。月の平均気温差でいう場合もある。

【農業センサス】：農林水産省が、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施している調査のこと。調査項目は都道府県ごとの農家や林業経営体の数、農業・林業従事者数、農地・林地の面積、作付け数、家畜飼養頭数など。

□は行□

【バイオマス】：バイオマスは、もともと生物（バイオ=bio）の量（マス=mass）のことだが、現在は再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

【バイオマス燃料（バイオディーゼル燃料、バイオエタノール燃料、木質ペレット）】：バイオマスから作る燃料のこと。薪、木炭、ごみ固形燃料（RDF）、木質ペレット、バイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼル燃料（BDF）などがある。理論的には大気中のCO₂を取り込んだ植物から作り、これを燃焼させてCO₂として排出するので石油や石炭と違い、大気中のCO₂濃度を増加させない燃料として、地球温暖化対策に有力といわれているが、異論もある。

【パーク&ライド】：市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部に駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのこと。1980年代にドイツのフライブルグ市で導入され、日本でも、鎌倉市、金沢市や広島市などで試行されている。

【フィールドミュージアム】：その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館又は美術館にみたと、済んでいる人と訪れた人が互いに価値を発見していく仕組み。

【富士箱根トレイル】：静岡県と山梨県、神奈川県の間境に位置し、富士山五合目から西丹沢と呼ばれる三国山稜・湯船山・不老山を経て、足柄山系の金時山までを縦走する総延長約43kmのトレッキング（山歩き）コース。

【フィルムコミッション】：映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための支援をする機関。地方公共団体や観光協会が事務局を担当していることが多い。

【文化財】：社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技（わざ）」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなど、文化的価値が高いと認められるもの。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群として分類されている。

□ま行□

【メガソーラー】：一箇所ですべて1000kw（＝1メガワット）以上の発電能力を有する太陽光発電施設のこと。

□や行□

【要注外来生物】：環境省が平成17年8月に公表した、「要注外来生物リスト」に掲載されている生物。要注外来生物は、生態系等に対する被害について指摘があり、科学的知見の集積や利用に関する実態の把握と、適正な利用に向けて関係者への普及啓発を行うことが必要なもので、法的な規制対象ではない。

□ら行□

【レッドリスト（red list）・レッドデータブック】：絶滅の危機に瀕している野生生物（動植物）のリスト。世界では国際自然保護連合（IUCN）が作成している。日本では環境省の作成するレッドリストをはじめ、都道府県、各学会が作成している。これらも基本的にIUCNが作成したレッドリストの評価基準により作成されている。通常、種または亜種、変種の水準で記載され、絶滅の危険性の高さによるカテゴリー分けがなされている。レッドデータブックは、レッドリストを基にしたもので、生息状況等を取りまとめたものである。

□ABC□

【BOD（生物化学的酸素要求量）】：生活環境の保全に関する環境基準の一項目。Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。BODが高いとDOが欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。

【CO（一酸化炭素）】：無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。ヘモグロビンとの親和力が酸素の240倍も強

く、肺に吸入されると血中ヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招く。環境基準が定められている。

【COP10】：2010年10月に名古屋で開催された「第10回生物多様性条約締約国会議」のこと。ABS（遺伝資源の利用から生じた利益の公平な配分）議定書（名古屋議定書）、新戦略計画（2020年目標）、そしてそれを達成するための資金動員計画が、条約締結国により採択された。

【DO（溶存酸素量）】：生活環境の保全に関する環境基準の一項目。Dissolved Oxygenの略。水中に溶解している酸素量をいう。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好氣的微生物のよる有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。

【ISO14001】：ISO（国際標準化機構）の定める環境マネジメントシステムの規格「ISO4000シリーズ」のひとつ。環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、このシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。また、方針の策定などに最高経営層の責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定していることも、この規格の特徴である。

【NOX】：窒素酸化物の総称であり、Nitrogen Oxidesの略。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主であり、光化学オキシダントや酸性雨の原因となっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつでもある。このうち、二酸化窒素には、環境基準が定められている。

【O₃（オゾン）】：酸素の同素体。地球大気の成層圏には、オゾン層があり、これが太陽からの有害紫外線を遮断して地表の生物を保護している。一方、地表付近では窒素酸化物と炭化水素が紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させるが、その主成分がオゾンである。オゾンは人体に対して有害であり、気管支炎など、呼吸器系への影響を及ぼす。Oxとして環境基準が定められている。

【pH（ペーハー）】：potential Hydrogenの略。水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。生活環境の保全に関する環境基準の一項目。一般に「水素イオン濃度」といわれるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。河川におけるpHの環境基準は類型別に定められており、「6.5（あるいは6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめる。

【SS（浮遊物質）】Suspended Solidsの略。生活環境の保全に関する環境基準の一項目。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。

【SO₂・SO₃】：いずれも硫黄酸化物の一種。SOはSulfur Oxideの略。石油や石炭などを燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱のような硫化物鉱物を焙焼（融点以下であぶること）するときに排出される。SO₂は二酸化硫黄、SO₃は三酸化硫黄で、このうちSO₂には環境基準が定められている。

【SPM（浮遊粒子状物質）】：Suspended Particulate Matterの略。大気中に浮遊している粒子状物質で、環境基準では、粒径10μm以下のものと定義されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

小山町環境基本計画〈資料編〉

平成 26 年 3 月

発行 小山町

編集 小山町 企画総務部 総務課

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

